

議 事 日 程 第 4 号

平成24年12月11日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第4号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	佐 藤 兵 議員	2 番	高 橋 義 和 議員
3 番	小 久 保 広 信 議員	4 番	我 妻 徳 雄 議員
5 番	木 村 芳 浩 議員	6 番	高 橋 嘉 門 議員
7 番	小 島 卓 二 議員	8 番	高 橋 壽 議員
9 番	白 根 澤 澄 子 議員	10 番	佐 藤 忠 次 議員
11 番	遠 藤 正 人 議員	12 番	堤 郁 雄 議員
13 番	工 藤 正 雄 議員	14 番	齋 藤 千 恵 子 議員
15 番	島 軒 純 一 議員	16 番	海 老 名 悟 議員
17 番	相 田 克 平 議員	18 番	渋 間 佳 寿 美 議員
19 番	相 田 光 照 議員	20 番	中 村 圭 介 議員
21 番	山 村 明 議員	22 番	鈴 木 章 郎 議員
23 番	山 田 富 佐 子 議員	24 番	佐 藤 弘 司 議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	小 林 正 夫
総 務 部 長	須 佐 達 朗	企画調整部長	山 口 昇 一
市民環境部長	赤 木 義 信	健康福祉部長	菅 野 智 幸
産 業 部 長	小 川 正 昭	建 設 部 長	唐 澤 一 義
会 計 管 理 者	遠 藤 善 則	総 務 課 長	菅 野 紀 生
財 政 課 長	後 藤 利 明	総合政策課長	我 妻 秀 彰
水 道 部 長	松 村 孝 義	病院事業管理者	芦 川 紘 一
市 立 病 院 長	加 藤 智 幸	教 育 委 員 会 長	高 橋 英 機
教 育 長	原 邦 雄	委 員 長	神 田 仁
教育指導部長	土 屋 宏	教育管理部長	伊 藤 精 司
農 業 委 員 会 長	高 橋 寿 一	農業委員会会長	伊 藤 精 司
事 務 局 長	高 橋 龍 一	選挙管理委員会 委 員 長	金 屋 慶 助
選挙管理委員会 事 務 局 長	高 橋 龍 一	代表監査委員	高 野 欽 一
監 査 委 員 会 長	佐 藤 利 信		

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	後 藤 俊 英	事 務 局 次 長	高 野 正 雄
副 主 幹 兼 議事調査係長	松 田 順 子	庶 務 係 長	青 木 重 雄
主 査	堤 治	主 任	渡 部 真 也

午前１０時００分 開 議

○佐藤 晃議長 おはようございます。
ただいまの出席議員24名であります。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第４号により進めます。

.....

日程第１ 一般質問

○佐藤 晃議長 日程第１、一般質問を行います。
順次発言を許可します。
一つ、新文化複合施設建設は本当にこのままで大丈夫なのか、20番中村圭介議員。
〔20番中村圭介議員登壇〕（拍手）

○20番（中村圭介議員） 皆さん、おはようございます。一新会の中村圭介でございます。

昨年の6月定例会から数えまして、今回で5回目の一般質問となります。

今回は、多くの市民の関心事となっている新文化複合施設建設について伺いたします。先日の鈴木章郎議員の質問と一部重複いたしますが、自分なりの視点で精いっぱい質問に努めたいと思いますので、皆さん、最後までよろしく願いいたします。

さて、これまでの一般質問では、本市市政の発展、振興の一助とすべく提案型の質問に努めてまいりましたが、今回は、新文化複合施設建設が抱える幾つかの問題点について、一人でも多くの市民にその事実を知っていただきたい、また、本当に今回の建設案が我々市民にとって最良なものなのかということを改めて考えていただくきっかけとなるようにその問題点を指摘させていただき、また、問題解決に向けた取り組みの進捗状況について伺いたしたいと思います。

そこで、今回の質問の意図を明確にするためにも、少し長くなりますが、これまでの経緯につ

いて振り返らせていただきます。

ことしの4月20日に開催された全員協議会の席上において、ポポロビルのテナント1社との退去交渉が難航していることを理由に、この用地取得を断念し、市所有のまちの広場に新文化複合施設建設を行うという案が全議員に示されました。3月議会でポポロビル用地取得を含む関連予算を承認したのが3月23日。当局が当初案を断念したのが4月9日。予算承認後わずか17日間で当初案が頓挫したことになります。

この日のことは今でも忘れられません。非常に残念、そしてがっかりといった思いはもちろんですが、何より行政当局に対して大きな不信感を抱いたからです。

なぜならば、予算を承認した3月定例会、その予算特別委員会において、新文化複合施設の用地取得費を含む2億円を超える予算について、私を含めた2名の議員から質問があり、「全てのテナントについて4月いっぱい営業終了が確認されているのか」との質問に対して、当局は「ビル所有会社のほうで最終的な交渉をしていると話は聞いている」と答弁され、また、「具体的な価格の合意もないまま土地取得に対して不安はないのか。それとも何か担保があるのか」との質問に対しては、「契約書を交わしたというものはないが、方向性についてお互いに話し合っているという状況である」と答弁されております。この3月定例会において、テナントの退去交渉が難航している事実は一切議会に報告されることはありませんでした。

なぜこれが問題かといえば、当局は平成22年の年末ごろにはテナント退去交渉が難航している事実を把握していたこと。また、平成23年8月にはテナントが営業継続を希望している事実を把握していたこと。さらには、平成23年12月には安部市長が協力要請のためじきじきにテナント本社を訪ねていること。ことしの1月には本市の担当者がテナント本社を訪問し、協力要請

を行っていること。これらの事実が4月20日の全員協議会で判明いたしました。

つまり、新文化複合施設建設計画の基本中の基本、根本とも言える用地取得について、重大な阻害要因があったにもかかわらず、市民、そして議会に報告することなく、4月9日の計画頓挫に至ったわけです。

さらには、後の5月15日の全員協議会において、市民の交渉期間中においては交渉に悪影響を及ぼすようなことは避けるべきであるとの考えから、退去交渉が難航している事実について、3月議会では答弁を控えようとの意思統一が当局側でなされていたことも新たに判明しました。

ここで当局に対する議会の不信感は頂点に達します。

テナント退去問題について事前に報告があれば、平成23年3月議会で新文化複合施設の関連予算が議決されたのでしょうか。去年8月に告示された新文化複合施設の設計に関する公募型プロポーザルは実施されたのでしょうか。さきの市長選挙において、安部市長はあれだけの市民負託を得られたのでしょうか。何より、ことしの3月議会で2億円を超える関連予算が議決されたのでしょうか。

本来であれば無駄にならなかったであろう設計費や、約2年間は議論できたであろう代案についての貴重な検討時間が失われてしまったことが本当に残念でなりません。

当時のマスコミ報道ではテナント不退去の部分が大きく取り上げられており、テナント不退去が今回の騒動の要因だと認識されている市民の方が多く感じますが、本当の原因は、これまで述べた当局の不手際によるものであり、これこそが市長が減給するという異例の事態を招いた最大の要因でもありました。

これらの騒動について、各議員から、事実を意図的に隠したのかといった厳しい追及がなされましたが、市長は「議会に対して報告がくれ

た」「だますつもりはなかった」「最後まで市民同士の解決に期待をしていた」などと答弁されております。あれだけ重大な事実を把握しながら、報告がおくれたなどということは常識的に考えられません。また、本当に市民同士の解決に最後まで期待していたとするならば、余りにも楽観的であり、これからの行政運営に大きな不安が残ります。

このように、当局と議会にできた大きな溝は修復されることなくまちの広場案だけがひとり歩きし、現在に至っているというのが私の印象です。

念のために申し上げますが、私は何も新文化複合施設建設そのものに反対しているのではありません。中心市街地活性化の重要性については十分認識をしておりますし、空きビルを解消しながら、まちの広場と一体に整備される新文化複合施設に、中活の切り札として大変期待を寄せておりました。

それが今回の案では、国の補助金の期限やコスト面だけが論じられ、建設ありきで議論が進み、肝心の中心市街地活性化についてはどこ吹く風といった様子。意見の聴取も効果の検証もほとんどなされぬまま、余裕のないぎりぎりの計画が進行しています。

そこで、大項目の「新文化複合施設建設は本当にこのままで大丈夫なのか」との思いから、何点か伺いたいと思います。

1番目の質問、（仮称）まちなか歴史公園は、まちの広場の代替地としてその役割を果たすのかについて伺います。

このまま当局案で進めば、ポポロビルを取得し広場が整備されるまでの間は、（仮称）まちなか歴史公園が現在のまちの広場の補完的役割を担うことになります。

そこで、1点目、ことし11月末現在でのまちの広場の利用団体数、利用者数について伺います。

2点目、来年度以降の利用受け付けの対応につ

いてどのように行うのか。また、歴史公園を利用する際に、これまではなかった利用制限などがあればお知らせください。

3点目、これまでまちの広場ではY-1グランプリなどさまざまなイベントが開催されてきました。それら各種イベントの特性を考慮した場合、今度は芝生敷きでもあるまちなか歴史公園に移行させることで予想される問題点や課題はないのか伺います。

次に、2番目の質問に移ります。市道まちの広場線について伺います。

8月2日の全員協議会において、山口企画調整部長は、まちの広場線の取り扱いについて、「地元と協議をさせていただきながら、方向性を決めていきたい」とした上で、「設計とも並行して進んでいくわけなので、節目、節目で議会に報告する」と述べられております。それから約4カ月を経過した先月11月27日の市政協議会において、いまだまちの広場線の取り扱いについては未定であることがわかりました。

そこで、1点目、これまでどの団体と、どのような協議を、何度重ねてきたのか。いまだ決定に至らない理由、問題点は何か。

また、遅くとも来年の3月議会開会前には決定すべきであるが、その時期についてどのように考えているのかお知らせください。

2点目、新文化複合施設の設計に際して、接道は重要な要因となるはずですが。接道が確定していない状況での設計には無理はなかったのか。

また、12月中旬ごろには基本設計を完了するという非常にタイトなスケジュールで市民や議会の意見が反映されるとはとても思えません。当局はどのように考えるのか、その見解について伺います。

次に、3番目の質問です。新文化複合施設の管理運営方式については現在未定とのことですが、管理費、修繕費についてはどのように想定しているのか。また、比較の意味でも、現在の図書

館、市民ギャラリーの運営費についてもお知らせください。

そして、次が壇上での最後の質問となります。再考を望む市民の声をどう受けとめるのかについて伺います。

皆さんも御承知のとおり、11月28日に「まちの広場を愛する市民の会」より要望書が提出されました。まちの広場存続を求めて約5,600名の署名が集まったそうです。これはまさしく、市民とそして地元との対話をおろそかにした結果であり、また、これだけの一大事業にもかかわらず議決も民意もほぼ二分しているという状況は異例です。

そこで、1点目、これまでの本市における大型公共事業について、今回のような市民による反対運動が起こった事例はほかにもあるのか。また、あるとすればどのような結末となったのか。事業強行、または計画の見直し、白紙撤回など、詳細についてお知らせください。

2点目、今回その提出された要望書に対する当局の考え方及び対応についてお知らせください。

以上で壇上からの質問といたしますが、本日は何かとお忙しい中、そして足元の悪い中、傍聴にお越しいただいた皆様に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

○佐藤 晃議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの中村圭介議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、まちの広場存続を求める市民の声にどう対処するかについてお答えをいたします。その他につきましては部長よりお答えします。

昨日の鈴木章郎議員の一般質問にもお答えをいたしました。新文化複合施設の建設地変更については、ポポロビルのテナント問題が解決しないことで、平成26年度までに国の認可を受けた都市再生事業の中核をなす新文化複合施設が完成できないと本市の重要課題である中心市街

地の活性化に重大な影響を及ぼすこと、今後の国の制度がどうなるか不透明な状況において、計画期間内完成の時期を逸することにより財源確保が難しくなり、施設整備自体が困難になること、早期建設への多くの市民や関係団体からの強い要望があることなどから、建設地変更についての議会とのさまざまな費用シミュレーションを含めた協議を踏まえて総合的に判断した結果、現計画期間内に完成できるまちの広場に建設地を変更することにいたしました。

このような建設地の変更に至る経過や理由等については議会の全員協議会の場において説明を行い、8月開催の臨時議会において、まちの広場に建設するための設計費等に係る補正予算の議決をいただき、広く市民の方々に御理解をいただくために、9月15日号の広報に4ページにわたる記事を掲載してその内容を詳しくお知らせしたところであります。また、中部地区のPTA関係者、各地区の市長を囲む座談会や商業関係者などにもその内容について説明の機会をいただき話をさせていただいたところであります。

しかしながら、一部の市民の方においては、建設地変更に伴う内容について十分理解していただくまでには至っておらず、反対の御意見をいただいていることも承知しております。

今後もさまざまな機会を捉えてこの事業の必要性や意義、経過について説明をし、御理解を得るようにしてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 小川産業部長。

〔小川正昭産業部長登壇〕

○小川正昭産業部長 私からは、まちの広場の利用状況についてお答えいたします。

本市の中央多目的広場、いわゆる「まちの広場」は、市民の憩いの場、交流の場として広く開放するとともに、各種の祭りを初め催事や集会等の利用に供するため、平成9年4月に中心

市街地の大型小売店舗の跡地に整備をしたものであります。

利用状況につきましては、憩いの場として開放していることから、近隣の方々が散策したり、子供たちが思い思いに遊んだりしているほか、祭りを初め、催しもの、集会等のために広く市民に利用していただいているところであります。広場の全部または一部を専用使用とする場合は許可手続を必要としておりますが、そのほかについては許可手続が不要でありますので、利用の実態全てを捉えることは困難であります。

こうした状況を踏まえまして、この許可による利用日数で見えますと、平成23年度は68日でしたが、平成24年度は11月末までの日数で59日となっております。なお、利用団体数については25団体でございます。

なお、許可申請書に記載された利用人数の集計で見ますと、平成23年度が9万5,620人、平成24年度は11月までで6万8,365人であります。

利用申請の内容では、一番回数の多いのが、定期的で開催しておりますフリーマーケットであります。利用人数では、産業まつりやY-1グランプリなどの祭り関係が多くなっており、そのほか市民文化会館における小中学校生徒の芸術鑑賞の際の駐輪場として利用されている状況となっております。

私からは以上であります。

○佐藤 晃議長 唐澤建設部長。

〔唐澤一義建設部長登壇〕

○唐澤一義建設部長 私からは、（仮称）まちなか歴史公園はまちの広場の代替地としてその役割を果たすのかという御質問の中の、来年度以降の利用受け付けの対応についてお答えいたします。

（仮称）まちなか歴史公園は都市公園として整備を行いますので、利用に関しては、他の都市公園と同様に都市公園利用としての受け付けを行う予定であります。

なお、イベント等の利用については、現在のまちの広場と同様の取り扱いをしたいと考えておりますし、利用制限についてもまちの広場の使用と変わらないものと考えております。

次に、各種イベントの公園での開催における問題ということですが、公園全体の面積は約4,500平方メートルで、そのうち、土塁西側の芝生の広場は約2,500平方メートルとまちの広場と同等の面積であり、植栽も少なくオープンスペースを確保しているほか、排水処理設備や電源設備の設置を行います。また、園路については、設備の搬入が容易となるよう車両の乗り入れができる構造としております。

また、芝生の広場についても、イベント等における一時的なテントの設営や人の立ち入りについては問題ないものと考えております。

私からは以上であります。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは、市道まちの広場線に関しての御質問にお答えをさせていただきます。

議員お述べのとおり、本市といたしましても8月臨時会以降、市道まちの広場線に係る地元との協議を始める予定でありましたので、地元町内の代表の方へは、市道まちの広場線の取り扱いについて地元町内や商店街からの御意見を聞く場をぜひ設けていきたいという旨の連絡をいたしました。

しかしながら、その後、中部地区連絡協議会を中心としたまちの広場廃止に対する反対運動が署名活動として本格化をしてみました。当初、この道路と建設予定地の見直しは一体として要望されてまいりましたことから、これを切り離しまして道路の問題のみの話し合いを行う機会の設定が難しくなり、その場を設定することができずにこれまで経過をしてきたというのが現状であります。

現在の状況としましては、地元の代表の方とは連絡を取り合っている状況にありますので、あるべき道路交通についてさまざまな課題をまず当局側で整理をさせていただきながら、できるだけ早い時期に御意見をいただく場を設定できるように努めていきたいというふうに考えております。遅くとも整備の方向性については新年度の予算編成に間に合うように、来年1月いっぱいまでには決定をしまいたいというふうに考えております。

次に、これまでの本市における大型公共事業について、今回のような市民による反対運動が起こった事例はほかにもあるのかという御質問についてお答えをさせていただきます。

平成8年に、市施工による南部地区土地区画整理事業が予定をされておりましたが、事業計画段階で、地域の住民、特に地権者の反対により事業が起すことができなくなり、白紙になった事例がございます。反対の主な要因としては、地権者の方々の減歩率について、協力をいただく土地の減歩率について納得をいただけなかったことや、そのことに対する説明不足、また、都市計画道路万世橋成島線をこの土地区画整理事業で取り組むことに対して理解が得られなかったということもあって、土地区画整理事業そのものに対する反対運動という内容のものであります。

しかしながら、今回のまちの広場廃止の反対運動につきましては、新文化複合施設を現在のまちの広場に建てることでこのまちの広場がなくなつては困るということから、別の場所への建設を望む運動であります。したがって、新文化複合施設建設事業そのものに対する反対運動ではなく、また、先ほど申し上げましたような直接の地権者、直接の利害関係者による反対というものともまた違ってまいります。先ほど申し上げました事例とは、そうした意味において本質的に異なるものであるというふうに理解

をしております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 神田教育管理部長。

〔神田 仁教育管理部長登壇〕

○神田 仁教育管理部長 私からは、接道であるまちの広場線が確定しない設計に無理はなかったのか、また、この短い期間にどれだけの市民の声が反映されるのかについてなどお答えいたします。

まず初めに、建設地変更に伴う新たな設計と条件の中でも、市道まちの広場線の取り扱いについては、大きな課題であると認識しております。このため、8月臨時会における補正予算の議決後、まちの広場を底地とする設計業務を再スタートするに当たり、市道まちの広場線については設計業務を委託している山下設計との間で十分協議を重ねてきたところであります。その後まちの広場線については、設計段階で一定の方向性が決まらない場合、1つ目として現状のまま、2つ目として相互通行、3つ目は市道そのものを廃止することを想定し、いずれの場合でも問題のない施設配置を考慮して基本設計案の平面プランを取りまとめたところであります。

なお、物理的に駐車場と新施設が離れることになりますので、今後、市道整備の方向性が決定した時点で、施設利用者の安心・安全の確保を考慮した対応策を検討していきたいと考えております。

次に、市民の声を施設に反映させることにつきましては、まずは市民委員会からなる整備検討委員会の意見を踏まえて取りまとめた新文化複合施設整備事業基本構想を最大限尊重して、このたびの基本設計を進めてきたところあります。さらに、先ごろ基本設計案に関する市民検討会を開催しさまざまな御意見を頂戴したところありますが、それらを参考とさせていただきながら、今後の設計スケジュールの中において、技術的な面、コスト的な面の双方からより

よい施設となるよう配慮していきたいと考えております。

続きまして、新文化複合施設の管理費等についてどのように想定しているのかについてお答えいたします。

管理費につきましては、現在、基本設計の中で施設整備等の詳細について検討しながら、ランニングコストの積算を行っているところであります。あわせて提供するサービスの内容と経費のバランス等を考慮し、また他の類似規模の図書館等を参考にしながら、人員配置や維持管理体制について選択肢の中から検討を行い、本年度内に一定の方向性を導き出したいと考えております。

このような考えのもと、管理運営費の試算の前提として、ギャラリー部分につきましては、これまでの指定管理者による運営の実績をもとに、また図書館部分につきましては、最近時に開館した施設規模が近い図書館の管理運営費を参考に、さらに立体駐車場につきましては、常時人を配置する管理ではなく、機械により無人で管理する方式を想定しますと、あくまでも現時点での試算額であります。人件費込みでおおむね1億8,000万円程度になるものと考えております。

なお、管理運営費につきましては、今後作業に入る詳細な実施設計や管理体制の方向性に従い精査をしていくこととなりますが、当然のことながらこの試算額は変動していくものでありますので、御理解くださいますようお願いいたします。

次に、施設の大規模修繕につきましても、将来的に必ず行わなければならない時期が来ると認識しております。本市では、施設の整備や大規模修繕等の大規模な事業費を要する投資的事業については、総合計画の実施計画に組み込み計画的に取り組んできたところあります。その時期が参りましたら施工方法等、その時点での

最良の方法と財源等を検討し、より少ない財政負担で最大の効果が発揮できるよう検討して事業を実施していくことと考えております。

次に、現在の図書館及び市民ギャラリーの管理運営費についてですが、直営で運営している図書館につきましても、図書館が置賜総合文化センター内にあることから、施設管理費は置賜総合文化センター管理費における図書館の面積案分により算出し、市の図書業務及び郷土資料担当職員、嘱託職員等の人件費を含めると約1億円になります。

また、指定管理者により管理運営している市民ギャラリーについては、指定管理費及び大沼米沢店の施設賃借料、光熱水費を含めると約1,800万円となっております。

私からは以上です。

○佐藤 兵議長 中村圭介議員。

○20番（中村圭介議員） 答弁ありがとうございました。

質問席から聞く質問をある程度考えておったんですが、まず施設の管理費、ちょっと結構金額が大きくてびっくりしたので、まずこちらについて伺いたいと思うんですけれども、これ年間で1億8,000万円ということですよ。修繕費についてはわからないと。まだ未定だということなんですか。あれだけ大規模な建物になりますので、例えば外壁の維持、防水であったり、そういったものを考えれば、これも年割に換算したら相当な費用になるんじゃないかなと思いますけれども、これ1億8,000万円についてもまだ全くの想定範囲だとはわかるんですけれども、維持費について金額お示しすることってできないですかね。ほかの施設を参考にとかですね。結局やっぱり総額で幾らというのをちょっと知りたいんですけれども、それ難しいですか。

○佐藤 兵議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 維持費ということは、年間の施設のメンテナンスというか、修繕料のこ

とでしょうか。（「そうです。修繕料」の声あり）年間の修繕料につきましては、まず当初、最初の段階はそんなに大きくかかるものではないと思います。修繕料は。一定程度の年数がたてばそれなりに、やはり外壁とか、あと内装等、あと小破修繕等が出てくるとは思いますけれども、やはり伝国の柱におきましても10年がたとうとしておりまして、これまでも大きな修繕はそんなにございませんでしたけれども、年間の維持管理、施設のメンテナンス等を十分行っていくことによってそういった部分は長もちさせるということはできると思います。

そして、年間の修繕料、当初からどれくらいの額になるかという部分については、現時点で幾らというふうな数字についてはお答えちょっとできない状態でございますので、御理解いただきたいと思います。

○佐藤 兵議長 中村圭介議員。

○20番（中村圭介議員） 30年、50年という長期スパンで見れば当然いずれ大規模修繕は行われることになってくるとは思いますので、恐らく、想定の話ですけれども、それらを含めたらもしかすれば2億円近い、ならせばですよ、何十年というスパンで見れば費用がかかってくると。初めて多分今回維持費について公表していただいたかと思うんですけれども、やはり年間、中心市街地活性化のためにあの施設を新文化複合施設が切り札として予定されておりますけれども、維持費としてもやはり相当な金額がかかってくるということで、いかに慎重に大事に議論をしていかなくちゃいけないんだなということをやっと改めて認識させていただきました。

では、ちょっと次の質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、先に、質問に行く前にちょっと市長に確認したいんですけれども、これ失礼な話になるかもしれませんが、米沢市中心市街地活性化基本計画にも、新文化複合施設は中心市街地活性化のための交流拠点だと、

核となる施設であるというふうにしっかりとうたわれております。つまり、今回は単なる利便性を向上した図書館とか市民ギャラリーの新築工事ではないと。繰り返しになりますけれども、中心部ににぎわいをつくるための核となる施設だということの認識はお持ちでいらっしゃいますか。ちょっとそこだけお聞かせください。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 当然持っております。

○佐藤 兵議長 中村圭介議員。

○20番（中村圭介議員） はい、安心しました。

では、次の質問に移させていただきます。

通告事項がもう何点かありますので、最初に、そちらのほうから伺いたいと思います。

10月17日の地元紙に、テナント側は、新文化複合施設の建設地がポポロビルからまちの広場に変更されたことについて、立ち退きに応じない理由として並べたというような掲載がありました。この新聞記事を読めば何だか非常に裁判が大きく不利になるのかなということを思わせる内容であるんですが、これらに対する裁判の影響についてどのようなものとなっているのか、把握されていること、また裁判の進捗状況について、おわかりのことがあれば教えてください。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 建設地変更による訴訟への影響についてであります、新文化複合施設の建設地をポポロビル用地からまちの広場に変更したことによって、テナント側が立ち退きに応じない理由の一つに掲げているというふうな情報については私どものほうのとしても得てはございます。ただ、裁判にどう影響するかについては、裁判が進展しないとわからない状況でありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

ただ、しかしながら、本市としてはテナント問題が解決した後にはこれを公共用地として取得をし、新たな広場として整備をし、活用してい

きたいという考えは、地権者側とも既に覚書を取り交わしておりますし、議会にも御説明を申し上げているとおりであります。このことは公共目的が文化複合施設からイベント広場にかわったものであり、この街区を一体として文化交流拠点として活用していきたいという当初からの考えに変わりはないものでありますので、これもあわせて御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、今の裁判の進捗状況であります、ことしの6月19日に第1回の口頭弁論手続が行われて、今月の7日までの間に4回の弁論準備手続、要するに書面での証拠の提出のやりとりであります、これが非公開で行われております。また、聞きますと次回もまだこの手続を継続をするようでありまして、本格的な口頭弁論がいつから始まるかということについては不明な状況になっております。

以上です。

○佐藤 兵議長 中村圭介議員。

○20番（中村圭介議員） では、進捗についてはわからないと。ですけれども、この記事に関しては、私が理解するには、大勢にそんなに大きな影響はないんじゃないかというふうな認識でよろしいわけですね。わかりました。

では、もう1点ですけれども、先ほど覚書との話が出ましたが、ちょっとその覚書についてですが、これも先日、鈴木議員が御質問されておりましたけれども、私はこの覚書というものはやはり非常に重要なものだと思います。ここに取り決めされております、相手方に利益を生じさせない形で取引を行うということ、これが非常に大事なのではないかというふうに思っております。

つまり、今回のように相手方の解体費を補填するような形でお金をお支払いするということは、これ必ず、やはり必然的に相手方に利益を与えたり、場合によっては損失を与えたりというお

それがあります。ですので、そういったことを起こさせないためにも、また、逆に市民のほうに変な要らぬ誤解を生まないためにも、現状有姿のまま私は取得すべきというふうに考えますが、いかがお考えでしょう。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 覚書についてであります。ポポロビルのテナントの立ち退き問題が解決した場合に、覚書に基づきながら、中心市街地活性化事業としてビル用地を取得をし、広場として整備をしていきたいという考えは先ほども述べたとおりであります。その趣旨につきましては、議員が述べられている土地取得方法について今具体的な御提案をいただきました。おっしゃるように、土地、建物を現状の姿のまま取得することも、これは選択肢の一つであるというふうに考えられるというふうに思います。

ただ、その覚書の第3条において、利益を生じない形であるというふうな意向は、地権者側とは確認をしておりますが、現在裁判中でその推移を見守っている段階でありますので、具体的な条件や金額についての話し合いというのはまだ一切行われておりません。

また、これから進めるに当たっても、覚書の第4条で、取引は関係予算が議会の議決の後に成立するものというふうに定めておりますので、価格交渉、それから今議員から御提案がありましたような方法論につきましても逐次議会のほうに御説明を申し上げますので、その中で御議論をいただければというふうに思っております。御理解をお願いしたいというふうに思います。

○佐藤 晃議長 中村圭介議員。

○20番（中村圭介議員） はい。理解しました。理解したといいますのは、今の答弁を聞いて、やはり現状有姿のままで取得すべきだということを私は確信しました。

なぜならば、裁判中で金額の交渉もできないと

いう状況であると。でも、もともとはこの土地を提供したいという話からスタートしたわけですね。だとすれば、そのスタートに戻るだけです。この話は。つまり、やはり繰り返になりますけれども、解体費用を補填するというやり方は、その解体費分をどうやって算出するのかということです。これは売り主の例えば信義とか、もうそういったところに頼るしかないわけなんですよ。だから、必ずプラスマイナスゼロなんということもあり得ないですし、利益を生じさせないということはやはり損害を与えてもいけないと、これは多分常識的な考えだと思います。

ここで、現状のままで引き取ることができないというところに、何か逆にそこに問題ってあるんでしょうか。そこ、もし何かあれば教えてください。逆に私の言っていること、どうでしょう。御理解いただけますかね。それもあわせて。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 議員の御提案というのは理解はしております。といいますか、もともとこの計画をスタートするに当たって成り立ちは、地権者のほうから土地も建物も市のほうに寄附をするから活用してほしいという申し出からスタートしましたので、当初は市がこのビルを建物を解体しよう。これも交付金対象事業になりますので、そういう思いで最初おりました。ただ、これまでの公共事業の例からしますと、更地にして土地を取得するべきであるというふうな議論もあったことから、民間サイドのほうに解体をお願いしたほうが工事的にも早く進捗しますし、また公共発注よりも安上がりに済むというふうな利点もありますので、こちら側からお願いをしてそういうふうな形にしてきたというふうな経過もございますので、スタート時点に戻すというふうな意味もわかりますので、それは選択肢として十分に考え得るものだというふうに理解はしております。

○佐藤 晃議長 中村圭介議員。

○20番（中村圭介議員） 当初案であれば、本当に時間を稼ぐためにも更地にしてもらってもらうという選択肢も当然ありかもしれませんが、今回はもう時間が、逆に変な話、十分ありますので、誤解を得ない、とにかく市民が疑いの目を持って話される方も中にはいらっしゃいます。あそこに、何かですよ、市と何か裏取引があるんじゃないかなんていう、ない事実まで疑っている方もいらっしゃるのも事実です。これお伝えしておきます。でも、それを払拭するためには、そのまま建物をいただきましたと。これ一番簡単なんですよ。わかりやすいので、ぜひこれで進めていただきたいと思います。これは市当局だけじゃなくて、善意で土地を提供してくれた売り主さん、売り主さんを守るという言い方も変なんですけど、そのためにも私、必要なことだと思います。

もう一つ、やっぱりこれまでの計画、さまざまな不確定要素がたくさんあったと思うんです。私、やっぱり来年の3月議会というのは一つ大きな節目かと思うんですけれども、やはりそこにこの宙ぶらりんになった土地の取得費、これを曖昧にしておくのではなくて、幾らでどのような条件で取得するという話をしっかり決めていただきたいと思います。

そのためには価格交渉できないので現状のまま引き取るべきと、そういう思いなんですけど、その時期について、どうでしょうね。3月議会前、重大な議決を行うわけですよ。まちの広場の廃止条例等も含め。そういった重要な議決をする際に、こういった建設費に次ぐ大きな予算になるはずですよ。これをぜひ確定していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 ポポロ用地の取得、建物を含めてでありますけど、これについては第2期の都市再生整備計画の中で取り組まざるを得な

い事業だというふうに理解をしております。

今、先ほど申し上げたような裁判の進捗状況でありまして、これが解決をする、確実に解決をした後に具体的な交渉を進めていくのが方法論だろうというふうに思いますので、現時点ではそこまで詰めることはなかなか難しいのではないかな、タイミング的には難しいというふうに私は理解をしております。

○佐藤 晃議長 中村圭介議員。

○20番（中村圭介議員） 私は、当初に戻るだけなので、その方法でやらせてくださいというのは何もそこに問題がないと思うんです。むしろそうでなくて、現金を出さなきゃいけないというほうが、何かあるのかなと疑ってしまいますので、やはり3月に重大な決断をすると。それには多分これが決まっているか決まっていなかったかというのもこれ絶対大きな要素だと思いますので、これぜひ決める方向で。もともとの方法に戻すだけですから、これ、先方にも確実に利益は生じさせない、損害を与えない一番適当なやり方ですよ。ですので、ぜひこのやり方を検討していただきたいと思いますというふうに思います。

あと、済みません、先ほど市長に認識伺ったんですけれども、ちょっとここからはもう一度中活の考え方について市長にぜひお聞きしたいんですけれども、まちの広場取得後は公園の整備が予定されているということで、新文化複合施設が完成した後に当然新たな公園の整備が予定されているわけなんですけれども、一体利用に関してその重要性、必要性、どのように市長、考えていらっしゃいますか。ちょっとお聞かせください。

○佐藤 晃議長 安部市長。

○安部三十郎市長 まず御質問の中で申し上げておかなければいけないのは、あくまでも裁判が解決した後、現ポポロのところに公園をつくるというのは、そういう構想だというだけであって、まだ議会からの承認も得ているわけではないと

いう認識に立っていることをもまず申し上げて、そして、もともとがポポロのところに新文化複合施設を建てて向かいのまちの広場と一体化するという構想でしたので、今度はそれが逆になるということです、その一体化してということの基本的な考え方には変わりがないということです。

○佐藤 晃議長 中村圭介議員。

○20番（中村圭介議員） 変わりがないということは、やっぱり必要とか重要とか、そういうことだということですか。（「そうです」の声あり）わかりました。

何でこんなことを聞いたかという、これは市長も当局の皆さんも一体的な利用は大切なことだということで、裁判決着後まちの広場を整備する今言った構想を持っていらっしゃるという話はこれは何度も聞いているわけですが、しかし一方で、やっぱり本当にまちの広場と一体化を図ること、公園と称するものと一体化することで、私は当初にことしの3月に議決した当初案のような大きなにぎわいが生まれると思っています。ですから、今回の案もやはり今のポポロ館を取得してあそこに同じように公園が整備できるということは、私は大前提だと思っています。ですけれども、今訴訟中でその用地取得のめどが立っていないというような状況です。

そのまちの広場、要するに公園との一体利用をどれだけ重要かということを認識しているか聞きたいんですけれども、仮に3月議会前にもし裁判が決着して、テナント側が営業を続けていくというような結果が出た場合、どのように判断されますか。要するに、あのビルはあのままもう残ってテナントが営業を続けていくんだというのがもう3月議会に決まった場合に、それでも建設は推し進めるというか、そういったお考えですか。市長、お聞かせください。

○佐藤 晃議長 安部市長。

○安部三十郎市長 今裁判が係争中ですので、ここでどうするという発言をかえってしないほうがいいのではないかとこのように思います。要するに、ポポロビルの相手方のいわゆる出方ということに影響を与えるということに思いますので、きょうの段階ではあえて公式発言をしないほうがいいかとこのように思います。

○佐藤 晃議長 中村圭介議員。

○20番（中村圭介議員） わかりました。では、この件について最後申し上げますけれども、やはり中活の計画を語るには、なかなかこれやっぱり難しいんですね。感覚とかそういったもので考えなくちゃいけないというのは、やっぱり数字にあらわしにくいというものです。ですからこそ今までこういうさまざまなデータを積み上げてきた。そこで算出された例えばにぎわいの予測値とか、議論を重ねれば重ねるほどその予測値が実際の数字との乖離を少なくするものだとは私は思っているんです。ですから、全体の案は、長年、基本計画、相当皆さん頑張ってまとめられたものに対して、たしかまちなかの利用で46万人のにぎわいがあると算出されたんですね。ですけれども、やはり今回は余りにも時間がなくてそういったものが全然やっぱり示されていないと。その中で今回の計画を判断するには、感覚で、図書館だけでやっぱりにぎわい出るのかなと、もしかするとあの隣のポポロビル残るのかなと、やはりそういう判断しかできないんですよ。ですので、ぜひそういったところのにぎわいを示す部分ということを提示していただきたかったんです。だから、全員協議会の場で皆さん、効果のほどはどうだどうだという話をされたと思うんですけれども、市長はどのような判断でじゃあ大丈夫だという認識されているんですか。それとも、逆にこういうものだから大丈夫だというような、何かそういったものをお持ちであれば逆にここでお知らせいただきたいんですけれども、お願いします。

○佐藤 晃議長 安部市長。

○安部三十郎市長 そもそもが中心市街地活性化の事業として進めて、そしてさまざまなシミュレーションをして数字を出しておりますので、そういうものに基づいてまちの真ん中に新文化複合施設、そして公園というような整備によってにぎわいが出てくるという判断をしておりますので、そういうさまざまな資料、数値に基づいて大丈夫という、にぎわいが間違いなく出るという、そういう判断に立っております。

○佐藤 晃議長 中村圭介議員。

○20番（中村圭介議員） 全然条件が変わっている中で、それはやっぱりかなり無理があると思います。というか、そもそもやっぱりこの短い時間でそれを積み重ねるというのはやっぱりもうこれは不可能だと思うんですけども、やはり本当は協議会の中でこういったところの説明がやっぱり不足していたんだと思います。

次に、再考を望む市民の声、これも同じことを言いたいんですが、先ほど山口部長、南部土地区画整理事業に関して性質が違うとおっしゃいましたけれども、これ一緒だと思うんですよ。要するに市民理解が得られなかったわけですよね。説明不足が一つの大きな要因であったと思うんです。先日の相田克平議員の中活の質問でも、やはり山口部長、市民に対する説明がまだいまだに不足しているということもおっしゃっていましたけれども、この中活事業で説明が不足しているというのは、私もう、何て言うんですかね、もうどうしようもない状況なんじゃないかなというふうに思うんですよ。

市長、私、9月議会、前回の議会で一般質問したことを覚えていらっしゃいますか。市長が認識する民意とは何かということをお伺いしたんです。あのときは、8月臨時会で要望書出されたわけですよ。中活に対する地元中部地区の協議会のほうから。何でそんなことになったんですかと、話し合いが足りなかったんじゃないで

すかということをお話ししたときに、積極的に地元の方ともお話ししていきたいと、説明に赴きたいとお話しされたはずなのに、今回また地元の中部からこういった要望書が出ていらっしゃるんですよね。市長、どんな話し合い、その地区の方とされたんですか。何でこういうふうなものが出てきたんだと思いますか。もう一回ちょっとお聞かせください。

○佐藤 晃議長 安部市長。

○安部三十郎市長 相手に、相手というか人に御説明をするときに、例えばこういう方向から説明する、それでだめだったらこういう方向から説明するというふうに、さまざまな説明の仕方があると思います。これまでいわゆるオーソドックスな説明をさまざまにやってきたつもりであります。それでも一部御理解いただけない方がいるということは、今度はもっと別な方向から説明するというふうに、さまざまに説明の手法あるいは切り口、そういうものを考えながらやっていかなくてはいけないということだと思います。当然普通であれば十分に御納得いただけたらと思って説明をやってまいりましたが、それで御納得いただけないというのは、それがもっと別な切り口、方法、そういうことを工夫していくという、そういう努力が必要だということだと思っています。

○佐藤 晃議長 中村圭介議員。

○20番（中村圭介議員） 何かそれを聞くと、何か説明を受けている側が理解力がないみたいな感じにちょっと聞こえますけれども、それはもっと市長の例えば熱意とか誠意が伝わっていないんじゃないですか。そうならないように、9月議会のときに、誠意を持って皆さんと対話をしてくださいということを私申し上げたんですよ。そうしたら、わかりましたと、おっしゃることよくわかります、それに努めますと言ったのにこうなったから、何でなんですかということ聞いたんですよ。ではその議会の後、何回

地元の方と、では対話されたんですか。どのような話をされました、その後。

○佐藤 晃議長 安部市長。

○安部三十郎市長 正式な話し合いは、私は２度行きました。あとは部長等が話をいたしております。

○佐藤 晃議長 中村圭介議員。

○20番（中村圭介議員） その２度というのは、市長からみずから御提案されて行かれたわけなんですかね。どういう話をされたんですか、そのときは。ちなみに。何を目的で行かれたんですか。

○佐藤 晃議長 安部市長。

○安部三十郎市長 まちなかのまずにぎわい、中心市街地の再生にとって重要だということ、この新文化複合施設が重要だということ、あともう一つは、米沢のこれまでの教育を大事にしてきたまちの発展の方式、そういうことから人を育てていくためには大事な施設だという話をして、そして今度は、法律上期限が間に合わない補助が受けられない、補助が受けられなければ自前では建てられないという、そういうような裏の事務的な話と両方いたしました。

○佐藤 晃議長 中村圭介議員。

○20番（中村圭介議員） 私が市長にアドバイスするのもなんですが、やっぱり一言言わせていただくと、その事務的なことはわかります。それはわかります。やっぱりこれも大事なことですけれども、やはり中活、先ほど申し上げたとおり、なかなか数字とか実感とかしてもらにくい事業だと思うんですよ。何か補助金を出しますよと、何かこれに対して補助を出しますよというのであればすぐわかるんですが、こういったものを建てて、まちににぎわいをつくって、人が集まってきてって、そういったことを伝えなきゃいけないわけなんですね。ですから、それは本当に気持ちと思いと誠意を持って相手と面と向かって話していかなくちゃならないと思

うんですよ。そもそも5,600人の署名が集まっているってこれ大きなことですよ。存続を求めてということ。

○佐藤 晃議長 傍聴席で静かにしてください。

○20番（中村圭介議員） 地元の地区の方々だというふうに聞いておりますが、これもしかすると、大きな全体の地区で聞けばもっともっとそういった人って潜在的にいらっしゃるかもしれない。そういった声が大きくなる前に、市長、もっと何回も、出前講座やっつけていらっしゃるって今回の議会で伺いましたけれども、もっともっと積極的に足を運んでこの事業の重要性を伝えていかないと、理解してもらうことに努めないと、どんどんどんどん壊れていくように思うんですが、どうですか。

○佐藤 晃議長 以上で20番中村圭介議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

~~~~~

午前11時10分 開 議

○佐藤 晃議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、幼稚園と保育所等の窓口の一本化について、19番相田光照議員。

〔19番相田光照議員登壇〕（拍手）

○19番（相田光照議員） おはようございます。一新会の相田光照です。

師走の忙しい中、そして足元の悪い中、傍聴に来てくださった皆様、本当にありがとうございます。

議員になり2年目、いまだにこの壇上は緊張するものであります。そして、私はどうしてもかむ癖があります。非常に聞きづらい質問になっ

てしまいますことをお許してください。きょうは落ち着いてゆっくり話していきたいと思います。

今回で5回目の壇上となります。いまだにこの緊張感が抜けないのも、やはりこの議場という場だからこそだと思っております。ふと思ってみると、その5回とも、私は一般質問の最終日、3日目に当たっております。決してこの最終日が嫌いなわけではありません。しかし、この緊張感を3日間持続し続けるというこの思いから、時には初日に質問をしたいなと、また、きのうのように社会科見学で小学生が来ている中で質問をしてみたいなという思いから、初日への羨望が芽生え始めました。しかし、その夢は次回の議会もかなうことはありません。3月議会は代表質問の後に一般質問です。つまり、また3日目です。私は自分が「3日目の男」であるということを自覚して、この半期を終了したいと思います。決してこの一般質問の順序を決めている議会運営委員会の皆様を恨んだりはいしません。御安心ください。

では、質問に入らせていただきます。

私の政治家を志す原点は、教育を核とした「人づくり」であります。昨夜テレビを見ていると、実直で朴訥な青年がリストラされて、そこから職を得ていくというドキュメンタリー番組がありました。今日少なくとも突然のリストラ宣告、職を失い、職を求める。しかし、世の中、そんなに甘くはありません。できないことがあれば、できるように努力をしなければなりません。その彼は努力をしました。そして、それを実らせ正社員の椅子を手に入れる。そのとき述べた言葉が私の中に残りました。「絶望という思いがあれば、1%でも希望がないか探してみる」。本当に「がってしない」青年だなと思いました。決してぶれないものを持ち続け、それをベースにし、考え、行動する。

未来の米沢、山形、そして日本を担う人材を育成できる環境の整備とその方向性を提言できる

ことは、議員である私が持ち得る責務です。

今回は、そんな思いの一端である「幼稚園と保育所等の窓口の一本化について」質問をさせていただきます。

この幼保連携については、教育委員会、健康福祉部こども課、そして総務部の理解が必要だと思っています。

直近で平成22年3月議会で海老名議員が「本市における小学校就学前の子供の教育・保育行政について」、昨年平成23年12月議会で小久保議員が「幼児教育について」でそれぞれ質問なされております。

今回の質問は、お二人の議員と重複する箇所があるかもしれません。しかし、ことし8月10日、子ども・子育て関連3法案の成立を受け、今後の就学前児の教育・保育に関する各自治体のシステムは、大きな変貌を余儀なくされると思われます。

この状況下だからこそ、今後の幼稚園・保育所等の窓口ワンストップ体制は必要だと思っております。この必要性について、当局のお考えを順次お伺いしたいと思います。

まず初めに、幼稚園教育に対する取り組みの実態についてをお尋ねいたします。

米沢市には、周知のとおり公立幼稚園が存在しません。つまり市内10カ所全てが私立幼稚園であります。この実情こそが、行政事務において幼稚園・保育所等の窓口がなかなかワンストップにできない、一元化にできない要因だと思います。

幼稚園とは、学校教育法に規定された「学校」であり、文部科学省所管。幼稚園の先生は「教諭」であることからわかるように、基本的には教育委員会管轄。

保育所は、児童福祉法に規定された「児童福祉施設」であり、厚生労働省所管。もちろん保育園の先生は「保育士」であり、米沢市においてはこども課が管轄しております。

また、海老名議員の質問には、当時の健康福祉部長がこのようにお答えをしています。「幼稚園のほうに入園されるような対策・誘導方法といたしましては、現在、幼稚園側からのパンフレットをこども課の窓口に掲示させていただいております。もう一つは、保育所の入園申し込みのとき、特に3歳児から幼稚園入園であり、その3歳児の幼稚園サイドへの紹介をしています」というものでした。そして昨年の小久保議員の質問には健康福祉部長が、「幼稚園につきましては、文科省の所管ということで、基本的には教育委員会の管轄であると認識しています。しかし、保育料の負担軽減、補助金の申請窓口を1カ所とするという視点から、こども課がこの市民の方々向けの窓口ということで、こども課に一本化されている」というものでした。

つまり、教育委員会学校教育課所管であるはずの幼稚園に関してもこども課がある部分を担っているというのが実情でした。そして、私立幼稚園へ対して学校教育課が直接的に指導や勧告できない現実。学校教育課、こども課、この2課による現状は今も昔も変わりはないでしょう。

そこで、お尋ねいたします。現在行っている幼稚園教育に対する学校教育課、こども課、それぞれの取り組みについてお知らせください。

続いて、「子ども・子育て新システムにおける幼稚園の位置づけについて」お尋ねいたします。

この新システムは、平成27年度施行に向けて各自治体が一元的な実施体制を準備・組織し、市町村が中心的な役割を担い、児童福祉法、子ども・子育て支援法により、全ての子供の健やかな育ちを重層的に保障する仕組みであります。

この中には「学校教育法」の記載はありません。しかし、新システム内では、保育園・認定こども園に通う子供に限らず、家庭教育を受けている子供、そして幼稚園に通う園児も含め「すべての子ども」とうたっております。

そこで、お尋ねいたします。今後の新システム

内における幼稚園の位置づけを当局はどのようにお考えなのかお知らせください。

では最後に、「窓口の一本化を実現する手法」、「幼稚園教育にかかわる行政のあるべき姿」についてお尋ねいたします。

多くの議員の方がこの壇上でただしたように、就学前の子供にかかわるワンストップ窓口の構築は、たらい回しになっていた子供を持つ親のニーズに応えるためにも、これから訪れる「子ども・子育て新システム」の施行を鑑みても、責任自治体として必要なことだと思います。

現在、私立幼稚園への事務は、各幼稚園と県総務部で直接やりとりを行っています。つまり市には情報が落ちてこないのが現状であります。このままの現状、果たしていいのでしょうか。なぜ米沢の子供である幼稚園児にかかわることを、そしてその情報を得られないのか、それとも得ようとしなかったのか。

やはりここには遠慮が存在すると思われます。1つは、二重行政になるやもしれない県に対してのもの。2つ目は、学校教育課とこども課の事務分掌がはっきりしていないこと。

もうそろそろ一本化に向けて具体的に動きましょう。しっかりと米沢市での担当課を定め、市内幼稚園教育にかかわっていく。そのために、幼稚園教育にかかわる行政のあるべき姿、そして窓口の一本化を具現化するためにどのように対応していくか。このことをお尋ねいたし、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○佐藤 晃議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの相田光照議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、子ども・子育て新システムにおける幼稚園の位置づけについてお答えをいたします。

現在の乳幼児保育は、大きく分けて、学校教育法に基づく幼稚園と児童福祉法に基づく保育所

において行われております。このような中で、最近の経済状況や世帯構成の変化を反映し、幼稚園では定員割れとなる園が数多くあるのに対し、保育所では多くの待機児童を生じております。

そこで、全ての子供に良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援するため、子ども・子育て支援関連の制度と財源を一元化して新しい仕組みを構築し、教育・保育の質の高い一体的な提供、保育の量的充実、家庭における養育支援の充実を図ることを目的に、子ども・子育て新システム関連3法が成立し、8月22日に公布され、平成27年4月からの本格施行が予定されているものです。

これらの法律におきましては、認定こども園制度の改善や認定こども園・幼稚園・保育所共通の給付である施設型給付、小規模保育等への給付である地域型保育給付等を創設します。

そこで、幼稚園につきましては、移行の義務づけはないものの、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供する学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設、すなわち改正認定こども園法による幼保連携型認定こども園への移行が期待されております。この幼保連携型認定こども園が担う教育・保育につきましては、満3歳以上の受け入れが義務づけられ、標準的な教育時間の教育を提供すること。また保育を必要とする子供には、教育に加え、保護者の就労時間等に応じた保育を提供することが求められております。さらには保育を必要とする満3歳未満の児童につきましても、保護者の就労時間に応じた保育を提供することとされております。

これまで幼稚園は教育のみを行ってきました。しかし、新システムの移行によって保育を行うことも可能になりますので、貴重な社会資産であります幼稚園の有効活用が図られ、ひいては、本市の質の高い幼児期の教育・保育を総合的に

提供する施設になるものと期待しております。

なお、各幼稚園におきましては、施設型給付を受ける施設となるか従前のままの施設として運営されるかは設置者の判断によりますが、施設型給付を受けないこととした幼稚園についても、これまでと同様の教育が展開されるのではないかと推察しております。

これに伴う財政的な支援としましては、私学振興の観点から、私学助成や幼稚園就園奨励費補助を継続するための財政支援を継続するよう衆議院及び参議院の附帯決議として求められております。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、市長答弁以外で所管のものにつきましてお答えいたします。

まず、幼稚園教育に対する取り組みの実態についてであります。

市長部局に属する各課が所管する所掌事務につきましては米沢市行政組織規則において定められており、この中でこども課が行う幼稚園に関する事務といたしましては、幼稚園就園奨励費補助金などの事務に関することと規定されております。したがって、こども課におきましては、これに基づき、主に次の4つの補助事業に関する事務を行っております。

まず1つ目に、国の制度に基づく私立幼稚園就園奨励費補助金であります。これは幼稚園の設置者がその幼稚園に就園している幼児の保護者に対して入園料や保育料を減免した場合、本市からその幼稚園の設置者に補助金を交付することで保護者の経済的な負担を軽減しようとするものであります。

2つ目は、県の補助事業として実施されております私立幼稚園子育て支援費補助金です。これは、幼稚園の設置者がその幼稚園に2人以上の幼児を就園させている保護者に対して保育料を

減免した場合、その幼稚園の設置者に補助金を交付することで保護者の経済的な負担を軽減しようとするものです。

1つ目の私立幼稚園就園奨励費補助金とたゞいまの私立幼稚園子育て支援補助金の関係についてですが、保育所では、2人以上の乳幼児が同時に保育所に入所している場合、その保護者の所得に関係なく2人目の保育料が半額に、そして3人目以降は無料となるよう納入すべき保育料を決定しており、全ての保護者に対して保育料負担軽減措置がとられております。

これに対しまして、1つ目の私立幼稚園就園奨励費補助金の額は、第二子、第三子以降と増額はされますが、保育所のように半額もしくは無料となるような制度にはなっておりませんし、所得制限によりましてこの補助金の対象外となる保護者もおります。そこで、保育所における保育料軽減策との均衡を図るために、この制度では保護者の所得制限を設けず、2人目にあっては保育料総額から就園奨励費補助金を差し引いた額の2分の1を、3人目以降にあっては同じく10分の9を補助することで保護者の保育料負担の軽減を図っているところであります。

3つ目としまして、市の単独補助金の米沢市私立幼稚園振興費補助金であります。これは、本市の幼児教育の振興を図るため、園児の情操教育に要する経費や幼稚園の健全な運営に要する経費の一部について補助するとともに、幼稚園教諭の能力向上と教育活動のより一層の推進を図るために各幼稚園に交付されているものであります。

最後は、市の単独補助金の米沢市幼稚園連合会事業費補助金であります。これは、質の高い幼稚園教育の実現を目指し、各幼稚園が連携、協力して充実した教育活動が行えるように支援することを目的に交付するものであります。

以上のように、こども課におきましては、保護者や幼稚園への補助金の交付を中心とした事務

を行っております。

次に、幼稚園教育にかかわる行政のあるべき姿であります。

子ども・子育て新システム関連3法におきましては、市町村は、小学校就学前の子供の保護者から子供のための教育・保育給付を受けるための認定の申請があったときは、その子供が教育や保育を受けることを希望する施設の種類の問わず、これにつきましては幼稚園や保育所などを言っております、この種類を問わず、教育・保育給付を受ける資格を有するかどうかを審査しなければならないとされております。また、この申請を行った子供が家庭において必要な保育を受けることが困難であると認められる場合には、この子供にとって必要な保育の量を認定することとされております。さらに、市町村はこの支給認定に当たり、教育・保育を提供する施設として認定こども園や幼稚園、保育所を確認することとされております。

したがって、教育・保育給付を受けるための認定と保育必要量の認定、さらには施設型給付に係る確認など、一連の事務が一体不可分であると認められますので、これらの事務につきましては一体的に行う必要があるものと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 亮議長 土屋教育指導部長。

〔土屋 宏教育指導部長登壇〕

○土屋 宏教育指導部長 私からは、初めに幼稚園教育に対する本市教育委員会の取り組みの実態についてお答えをいたします。

本市教育委員会としましては、幼稚園と連携して行っております事業として幼小連絡協議会、就学指導にかかわっての教育相談、そして幼児教育連絡会の3つとなります。

幼小連絡協議会は、幼稚園・保育園・小学校の連携を目的に設置され、ことしで34年目となります。昨今、幼児教育の重要性とともに連携の

強化を図ることの重要性が各方面から言われておりますが、本市は30年以上も前からこの点に着目をし、幼稚園・保育園・小学校の連携を図ってまいりました。

就学指導にかかわる教育相談ですが、各小学校で行われる就学時健康診断の前後に、入学に際して配慮を要するお子さんに関して教育委員会の担当指導主事が保護者の相談を受け、所属している幼稚園を訪問して今後の対応について協議しております。就学先の小学校とも連携を図り、安心して入学できるように個別に対応しています。

また、定期的に幼児教育連絡会を幼稚園代表とこども課と学校教育課が共同で行い、情報を共有しております。

次に、幼稚園教育にかかわる行政のあるべき姿について、教育委員会として述べさせていただきます。

教育の目的は人格の形成であり、それは学校だけで身につけるものではありません。生涯にわたって学び続ける意欲や態度を育んでいくためには、幼児教育から学校教育へ、学校教育から社会教育へと連携していくことは大切なことです。現在、多くの就学前の子供たちが保育園や幼稚園で過ごしておりますので、幼稚園や保育園と学校との連携は欠かせないものと考えております。

教育委員会としては、幼児教育の意義を理解し、幼稚園で培ってきた子供たちの個性や能力を学校教育でさらに伸ばしていけるように、学校と幼稚園の連携を進めていくことが大切であると考えております。

現在、本市には公立の幼稚園がありません。私立の幼稚園に関しましては、法的なルールに基づいて独自の園の教育方針に基づいて設置運営が行われており、県総務部が直接担当しております。本市教育委員会のかかわりとしましては、幼稚園と学校の連携のパイプをつなぐものと捉

えておるところです。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、（４）の窓口の一本化を実現する手法はについてお答えいたします。

行政組織につきましては、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに効率的、機動的に対応するため、これまでも随時見直しを行ってきております。例えば平成18年度には全体的に見直しを行っておりますが、健康福祉部の事務分掌につきましては、高齢者福祉に関する事務については高齢福祉課、学校教育に関するものを除く児童に関する事務についてはこども課というように、それぞれ専門的に行う組織に変更してきたところでございます。これによりまして幼稚園と保育所についての窓口は一本化されていると認識しております。

また、名称をこども課としたことで市民にとってもわかりやすくなり、住民サービスの向上にもつながっていると思っているところであります。

そこで、御質問にありました今年８月に成立した子ども・子育て関連３法に関する事務であります。本市におきましても、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援、こういったことに対する窓口の整備が必要とされているのでありますので、市としては今後、業務の見直しや人員の適正配置などを含め、組織体制につきまして関係部署等とこれまでの経過も踏まえながら協議・検討していきたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 相田光照議員。

○19番（相田光照議員） ありがとうございます。

総務部長からも今後見直しをしていくというよ

うなお話でしたので、ただ、現状、今一本化されているのかと言われると、実はそこがまだ本当に一本化されているのか疑問な点がございまず。

順序どおりに総合的にちょっとお話をさせていただきたいなと思います。

今の私立幼稚園に関しての情報、いわゆる指導、勧告というのは、私立がゆえに教育委員会ではできないというスタンスであると思います。山形県の総務部の学事文書課というところが担当になって私立の幼稚園には直接情報が行っているという現状があると思います。

しかし、その情報を今現在教育委員会のほうでは、例えば県から直接行っている情報は、市としてその情報を持っているか、持っていないかと言われると、どちらでしょうか。

○佐藤 晃議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 私立幼稚園の関係の情報については、直接私どものほうには来ないところでございます。

○佐藤 晃議長 相田光照議員。

○19番（相田光照議員） では、健康福祉部長に同じ御質問をさせていただきます。窓口が今現在一本化になっていると言われているこども課として、私学の幼稚園に行っているそのいわゆる事務的な情報等々はこども課としてお持ちでしょうか。

○佐藤 晃議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 やはり教育委員会と同じように、私どもこども課のほうにも入っていない状況でございます。ただ、場合によって、例えば食中毒のケースとかそういったことがあった場合は、私どものほうからむしろ求めてそういったものを頂戴していると。そういったさまざまな事案によるんですけれども、そういったものを請求しながら業務を進めているといったふうな状況です。

○佐藤 晃議長 相田光照議員。

○19番（相田光照議員） つまり、なかなか教育委員会にもこども課にも情報が入っていないというのが実情だと思います。

ここには先ほど健康福祉部長がおっしゃられたこの行政組織規則というのがあります。これは市長部局の行政組織規則です。教育委員会のほうにも教育委員会の行政組織規則がございまず。これをちょっと読ませていただきますね。健康福祉部のこども課、1番から7番まで非常にこれ具体的に書かれています。具体的にすべきことが、総務課なら何をするのか、健康福祉部こども課なら何をするかと細かく書かれています。教育委員会もそうです。こども課の（1）から（7）までありまして、（7）にこのように書かれています。幼稚園就園奨励費補助等の事務に関する事。「補助等の事務に関する事」という文言がございまず。そして教育委員会教育指導部学校教育課、26項目ございまず。その中の4番目、特別支援教育及び幼児教育に関する事。先ほど総務部長がおっしゃられましたけれども、いわゆる学校にかかわる、就学にかかわること以外はこども課に事務的なものが一本化されているというふうにお答えいただいておりますが、それでよろしいですか。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 壇上から申し上げましたとおり、学校に関する事以外、こども課のほうに市民の特に窓口については一本化されていると認識してございます。

○佐藤 晃議長 相田光照議員。

○19番（相田光照議員） 市民のほうの窓口が一本化されているということであって、行政が、いわゆるこの組織内でのどの部署が明確にいわゆる私立幼稚園のその事務、教育以外の事務に関してやるのかというところは認識されてますでしょうか。何となく、私これ読ませていただいて、どっちにもとれるんです、実は。「特別支援教育及び幼児教育に関する事」というこ

の文言だけを見ると、教育委員会だよなど。でも、こっちの「幼稚園就園奨励費補助等」と書かれています。などと。この「等」というのが非常に広いんでないかなと、実は。物すごく広くて、確かに総務部長がおっしゃったとおりの認識にもとれます。でも、お互いにそれぞれの仕事をする上で、この規則を見れば、教育委員会では、それはこども課でない。こども課でも、いや、それは教育委員会でない。お互いにここに遠慮だったり、仕事のキャッチボールでないですけれども、それぞれに割り振ってしまっとなかなかわからない部分があるなど。

なぜ、私、今回この話を質問にしたいかと言いますと、実は幼保議員連盟という連盟があります。この議員連盟では私立幼稚園の園長といろいろ懇談会を1年に1度します。会長になれる議員の方は、そのほかに何回か懇談会をさせてもらっております。それぞれ幼稚園のPTA、保護者の、市長のほうにも多分行っていると思います。PTAの聯合会のほうから米沢市長殿ということで、多分市長もお目通しはなさっていると思いますが、この中で、さまざまなことを私たちをお願いしているところがあります。それは決してお金をくれとかそういうことではないんです。具体的に言うと、子供たちの遊ぶことができる屋内の施設を市内につくってくれないかということであつたりとか、小児医療体制の充実をしてくれと。本当に直接的に自分の園に対して何かをしてくれ、子供が通っているその園に対して何かをしてくれというような要望ではなく、市の体制として、市の行政として、市の管轄すべきところをしてくれという要望が私たちに来ます。

教育指導部長、先ほどお話のあった幼小連絡協議会等々でそのような要望等の話は来ておりますでしょうか。

○佐藤 晃議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 幼小連絡協議会はどちら

かというところといったハードの部分というよりは、いわゆる入学した子供たちの様子であつたり、今度学校に入ってくる幼稚園、保育園の子供たちの様子を互いに学び合っているというようにいわゆる教諭の先生方自体の会ですので、そういった園長先生クラスの方々のそういった話というのはなかなか出てこないところであります。

○佐藤 晃議長 相田光照議員。

○19番（相田光照議員） その話が出てこないというところには、やはり意外と、どこの部署に行ったらいいのかな。どこの部署に私立幼稚園は事務的な部分も含めてどこに相談していいんだろうと。教育委員会なのかな、こども課なのかな。わからない部分があるのではないかなと私は思っています。

ここは新システムがこれから27年の4月に向けて、米沢市としても一元化に向けてその体制を整えるためにも準備をしていかなければなりません。もし万が一、市長がさっき壇上でおっしゃられましたが、私立幼稚園が認定こども園にかわる。そのときの事務手続等々は必要になってきます。その場合には明確な一本の窓口をつくっておかなければ、今後、急な対応、さまざまな助成、そういう事務のことを一体的にできる分掌がない現状が起こり得るのではないかなと。そのためにも私はこの行政組織規則をもう一度やっぱり見直して具体的に書く必要があるのだと思っています。

今、就学前の子供の人数、そして幼稚園に通っている園児、保育園に通っている園児、その他の園児、大体どのくらいこの米沢市にはいるのかお教えてください。

○佐藤 晃議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 就学前児童ということで私どもこども課のほうで集約している数を申し上げます。

これはことしの5月1日現在の数でございます

て、まず、幼稚園でございます。幼稚園につきましては施設の数が10園ございまして、子供さんの数1,182名の方が幼稚園に行っていっぱいます。この5月1日現在、就学前の子供さん、ゼロから5歳までのこの子供の数が、本市内の全員の数が4,221名いっぱいます。したがって、幼稚園に行っていっぱいの方1,182名、この全体からすると28%の方が幼稚園に行っていっぱいというふうになります。

それから保育所であります。認可保育所でございますが、その施設数は今現在16保育所あります。保育所に行っている子供さんの数が1,415名ということで、全体の未就学児の数からしますと、今現在33.5%の子供さんたちが保育所のほうに行っているというふうなことになります。

○佐藤 兵議長 相田光照議員。

○19番（相田光照議員） 全体の28%の子供が私立幼稚園に通っていると。その子供たちがそれぞれの幼稚園でさまざまな教育を受けて、それぞれの小学校に上がっていくと。その中で、やはり今県と直接連絡を取り合っていることによって、意外とこの4,221名という就学前の子供の中で、保育園に関してはこども課がしっかりと把握していると思います。そして家庭教育については社会教育課がしていたりすると思います。ですが、意外とこの幼稚園教育に関する部分は空白、エアポケットになっているのではないかなと思うんです。

今後、それは県が直接的に指導することによって確かに情報はなかなかとることはできないかもしれない。ですが、やはりこの1,182名もの子供がどのようになっているのか。例えば、例えばですよ、今回の議会にも上がってきましたが、保育園が新しい待機児童解消のために施設を大きくしていくと。その大きくするために県の補助がある。その補助を事前に知っていれば、保育園に対してこういう補助があるから新しく園舎を広げてみないかという情報提供はできるは

ずです。ですが、幼稚園に関しては情報がないゆえに、直接的に県から幼稚園に情報が来ると。その情報を例えばこども課、教育委員会それぞれに持ってきたとしても、そのときはもう時間的なものが余裕がなく、その補助を受けられずに終わってしまうというような事例もなきにしもあらずではないのかなと。つまり、連絡をしっかりと米沢市の窓口はここであるということが明記されていればこそ、県に対して情報の提供を求めることが私はできるんだと思います。お互いにそれぞれがどっちつかずにこの市役所の中、市役所というか、この組織の当局の中でお互いにやっているからこそそれぞれにしない現実があることを考えれば、やはり一本に規則をかえてしっかりと明記をして、新システムの移行も含めて、幼稚園の子供たちのその状況を知る、そして子供たちの教育、そして保育に対してもしっかりとカバーのできる体制をとっていく必要があるのだと思います。

ではどこの部署が窓口を担ったらいいのだろうという部分があると思います。国は、幼稚園の文部科学省と保育園の厚生労働省がありました。今回のこの新システムを受けて内閣府に新しく組織を立ち上げて、そこが今までの縦割り行政の弊害を打破するために、それをうまくするために内閣府内に新しい組織をつくるという形になっています。そして山形県も同じような形です。山形県に関しては総務部です。いわゆる国の内閣府、山形県の総務部。いわゆる中間的な役割の部署がそれを担っております。

では、米沢市ではどこなのかなと。教育委員会なんですか。こども課ですか。それとも総務部なんですか。私は、ここは間違いなくこども課だと思っています。こども課がこの就学前の子供たちを一括して1つの窓口となって、米沢市の窓口はこども課であると。そのこども課がしっかりと山形県からも県の情報を直接的に、公立でないからわからないということではなくし

っかりと手を挙げて情報を収集して、今幼稚園に通う子供たちにどのような情報があるのか、どのようなことがあるのかを明記すべきだと思います。

なぜこども課なのか。そこには理由があります。その理由が、1つは、公立幼稚園が存在していない。つまり今後公立幼稚園が存在しないからこそ、今後私立幼稚園がもしかすると認定こども園に変更していく。そうすると、保育園と認定こども園とのドッキングといいますか、一緒に認定こども園としてなっていくシステムが必要になるということが1つです。

それともう一つは、教育と宗教の分離ということがあります。今、幼稚園の学校法人そして保育園の社会福祉法人には附属の宗教、いわゆる仏教のお寺様でやっている法人がたくさんあります。それを踏まえれば、それは教育委員会ではなくやはり担当はこども課として私はすべきだと思っておりますが、健康福祉部長、今まで私の考えを述べさせてもらいましたが、私はこれから新システムに向けてこども課が米沢市の幼児教育を担っていくべきだと考えていますが、健康福祉部長はどのようにお考えですか。もししっかりと何か考えがあったらお知らせください。

○佐藤 晃議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 窓口の一本化につきましては、議員お述べのとおりであるというふうに思います。このたびの子育て新システムの本格施行に当たりまして、私ども市町村におきましては、幼保連携型認定こども園に係る認可・指導の一本化、施設型給付の創設などを行うということで、新制度を一元的に管轄できる体制を整備することが必要であるというふうに今回のシステムの中でも述べられております。その中の準備段階としましては、まずは対外的な窓口の一本化を行い、その上で必要な体制の構築に向けた具体的な検討を行うということで、今

回の中でも国のほうでは求められてきているものでございます。

したがいまして、国の求めを待つまでもなく、やはり子育て支援というふうな立場から本質的に考えましても、窓口の一本化、こども課ではないのかなというふうに私どもは考えているところであります。

○佐藤 晃議長 相田光照議員。

○19番（相田光照議員） ありがとうございます。本当に前向きなというか、私と同じような考えであるなと思いました。

例えば今健康福祉部長が幼児の部分はする、窓口は一本化であるとおっしゃいましたが、実は教育委員会は教育委員会ですべきことがたくさんあると思います。この幼児教育に関して。先ほど指導部長がお話しされましたが、やはり就学のための事務手続、それとやっぱり小1プロブレムと言われる、本当に白から黒にすんと変わることによって起こり得る問題を少しでも解消するためにグレーの部分をつくっていく、それが幼小連絡協議会だったりすると思います。その部分はしっかりと教育委員会で今後もしていていただきたいなという思いがありますが、それはどうでしょう。

教育長、教育長はこの幼児教育の今後のことに対して、いわゆる子供に関しての事務というか、運営事務に関してはやっぱり窓口としてはこども課。そして教育委員会は、小学校とのパイプとしての教育委員会の役割はあると思うんですが、教育長はこの幼児教育に関してどのようにお考えになっているのでしょうか。

○佐藤 晃議長 原教育長。

○原 邦雄教育長 これまでもそういうようないわば分業という形で実際の業務に当たってきたと思います。やはり教育委員会としては、幼稚園それから保育園と小学校を結びつけるパイプ役として今後もその使命を果たしていきたいというふうに考えております。

○佐藤 晃議長 相田光照議員。

○19番(相田光照議員) 総務部長、やはりお互いの、今、指導部長、教育長のお話を聞いてみてもやはり私は窓口をこども課により強固によりわかりやすく持ってくるべきだと思っています。そのためにこの規則の具体的に書いていくことも必要でありますし、恐らく人力的な保障は必要だと思います。それは新しく人を採用するということではありません。それはもちろん人員で、人いっぱいなんていないと思います。すごく削減している人もいない中ではありますが、この新しいシステムによって、保育園行政のみでなく幼稚園行政に関しても米沢市としてかかわっていくということを考えれば、ある程度の人員の保障もしくは規則の改正は必要だと思いますが、それを総務部としてやっていただけるかどうかお聞きしたいと思います。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 今回の3法については相当大的な改正であると思っております。先ほどの健康福祉部長のお話もありましたけれども、事前にその事務量も膨大になるだろうと。ただ、期間的には17年の4月なので、もう少し検討する時間がありますので、その中で十分組織改正も含め検討させていただきたいと思っております。

○佐藤 晃議長 相田光照議員。

○19番(相田光照議員) では、最後に市長、今のお話を聞いて、就学前の幼児にかかわることです。市長は、この窓口の一本化についてどのようにお考えか、最後にお述べください。

○佐藤 晃議長 安部市長。

○安部三十郎市長 進めていかなくてはならないというように思っています。

○佐藤 晃議長 相田光照議員。

○19番(相田光照議員) ぜひ進めてください。そして本当にわかりやすく、そしてお互いに行政内でも仕事を遠慮することなく、胸を張って仕事をしていく。そして、幼児の小さい子供た

ちを健やかに教育と保育ができるシステムをつくっていただくことをお願い申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○佐藤 晃議長 以上で19番相田光照議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後 0時04分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○佐藤 晃議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、本市の都市公園及び緑地のあり方について外1点、14番齋藤千恵子議員。

〔14番齋藤千恵子議員登壇〕(拍手)

○14番(齋藤千恵子議員) 一新会の齋藤千恵子です。師走に入り、何かと気ぜわしい毎日ですが、米沢もすっかり冬到来となり、雪が積もると何か冬を迎える覚悟ができるような気がいたします。雪は多い米沢ですが、子供を育てるなら米沢、年を重ねて心豊かに過ごすなら米沢と胸を張って言えるような米沢にしたいと思い、今回も身近な問題を取り上げました。

それでは、質問に入ります。

大項目1つ目は、米沢市の都市公園及び緑地のあり方について質問いたします。

公園というと子供の遊び場というイメージが大きいと思いますが、少子高齢化となり、みんなが気軽に集まるコミュニティーの場として「公園のあり方」が変わってきていると思います。例えば子供たちの健全な育成の場として、どの公園にも子供が遊ぶ遊具は多いのですが、少子高齢化社会に対応した、特に人生の先輩に

配慮した木陰のあるベンチや、緑の中で憩うことのできる近隣のコミュニケーションの場として活用できる空間の確保がこれからはとても大事なことだと思いますが、我がまちの公園の現状についてまずお尋ねいたしたいと思います。

公園の魅力を常に高め、利用率の向上を図るために、住民のニーズや利用状況に応じた施設内容の見直しや、地区の状況に応じた施設の更新を図ることも重要です。公園の施設は年々老朽化が進み、全面的な見直しや中長期的な取り組みが必要なものについては計画的に施設のリニューアルを進めることも必要かと思いますが、この施策について現状はいかがでしょうか。

ここで、開発行為による公園・緑地・広場についてお尋ねいたします。

いわゆる法的措置、つまり開発行為の面積が0.3ヘクタール以上の開発行為にあつては、開発面積の3%以上の公園、緑地または広場の設置が義務づけられています。市内各地にある「なかよし広場」や「ちびっこ広場」などと名づけられた広場です。新興住宅地に移り住んだ人々はいろいろな地域から来た人々です。そのため、初めは「隣は何をする人ぞ」という状態です。そんな状態の中から地域コミュニティーを形づくるきっかけの一つがこの広場です。

あちこちにあるこの広場について現状を把握なさっているのでしょうか。憩いの場とは到底思えないような状態の広場が多いのですが、今後の取り組みについてお尋ねいたします。

さて、今までの公園の整備は、量の確保に重きを置き、行政が主体となつたいわゆる標準化した公園づくりを展開してきました。しかしながら、少子高齢化が進み、行政主体の「つくる側の視点」から公園を利用する市民主体の「使う側の視点」へ発想を変え、「地域に愛され育まれる公園」としての利活用が求められていると思います。実際、1人当たりの公園面積という指標による量的な整備では、山形県は北海道、

宮崎県、富山県に次ぐ4位で、量的には十分恵まれていると思います。しかし、公園の充実度は、その必要性や質的な面も検討する必要があります、単純な指標だけで把握することはなかなか難しいものです。

公園1つの整備をするにしても、1人でも多くの市民の皆様、そして地区公園と訪れた観光客の方々により、産業振興につなげる。その位置づけが今までの公園の維持管理という事業の中できちんと示されていないと私は思いますので、まちづくりのための公園及び緑地のあり方についてお尋ねいたします。財政難の苦しい時代からこそ、市民総力挙げて美しい公園、美しい町並みを維持していかなければならないと考えますが、今後の公園の総体的な管理運営体制について、その方向性をお示してください。

次に、維持管理の中の「遊具の維持管理」についてお尋ねいたします。

平成14年に策定した国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を、その後続いた遊具の事故を踏まえ、国は平成20年に改訂いたしました。国の指針の前書きは省略いたしますが、国として、「子供にとって遊びは極めて大切であり、そのための遊具の安全確保に配慮すべきである」と明文化したという意味において重いものがあります。国の指針を受け、本市においても、雨、風、とりわけ豪雪にさらされていることを考えると、年1回の安全点検はもちろんのこと、老朽した遊具、さび、腐食、劣化、損傷などの遊具に関して計画的な修繕、更新に努めることも急務と思いますが、現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、防災公園の提案をいたします。地震などの災害のときに公園が避難場所として最低限の機能を備えることがこれからの公園のあり方の一つと考え、防災公園の提案をいたします。

米沢市の都市計画マスタープランによると、

「災害時においても有効利用できる公園施設の整備に努めるとともに、防災公園について検討する」とありますが、私も議会から都市計画審議会委員を仰せつかっておりますが、平成12年に課題とされたものが、いまだ手つかずなのはいかなるものでしょうか。10年ごとに見直しをかけるということでしたが、防災機能の整備について全く実績がないというのはどういうことでしょうか。大震災の後だからこそ緊急の課題と考え、改めて提案させていただきます。

公園緑地を初めとするオープンスペースは、災害発生時においては避難場所や延焼を防ぐなどの役割があり、身近な存在である都市公園や学校が主にこの役割を担っているものと考えられます。また、その後の援助活動や復興支援の拠点として公園緑地が果たす役割は大きく、公園緑地の整備が市民の皆様の命・財産を守り、災害からの復興を進める上でも欠くことのできない役割の一つを担うものだと考えます。

災害時に避難して最も困るものの一つがトイレではないでしょうか。給水や電気などが寸断された場合でも利用できるトイレの一つが、あらかじめサイレントを避難場所に埋設しておく方法です。また、工具なしで組み立てられる簡易トイレもあります。また、通常は人々の憩いの場としてベンチの機能を果たしますが、災害時には、ベンチの座の部分を取り外せば自立型テーブルや応急ベットとして機能する設計など、東日本大震災後、多種多様な機能を備えたものが数多く出回っております。

停電した場合でも、ソーラー発電により公園灯を照灯することができるLED発光併用型もあり、この明かりを目印に避難場所を特定することもできます。

災害時に必要なものは「水」「食料」「トイレ」です。本市においても、都市計画マスタープランによれば、「緊急時における安全性を確保するため、備蓄倉庫や耐震性貯水槽の設置等、

防災機能を持った整備を検討していく」とありますが、ぜひ最低限の機能を備えた防災公園を早急に設置いただきますように御提案いたします。

大項目2つ目は、自転車を活用したまちづくりです。

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い年齢層の方々が多様な用途で利用する市民の身近な交通手段であり、東日本大震災による交通の混乱を機に交通手段としても注目を集めています。また、地球環境に優しい交通手段としても見直されてきていますが、一方、自転車にかかわる諸問題が依然未解決のままであり、具体的な自転車施策が明確に示されていないのではないかと、もっと言えば、施策が実施されていないことが諸問題の未解決を生んでいると言っても過言ではないと思います。

さて、本市は冬期間を除けば自転車利用人口は多いと思われますが、利用者数の把握はなされていますか。

また、自転車は、地球に優しい交通手段としての見直しの観点から、本市の最近の二酸化炭素排出量をお尋ねいたします。山形県や全国平均と比べて、原因を含めた現状分析はいかがでしょう。地方小都市として自動車利用が多いことから、本市は比較的高いのではないかと推察されます。

次に、自転車利用のための教育についてお尋ねいたします。

自転車事故は全国的に見ると16歳、17歳が飛び抜けて多いと言われています。原因の一つとして、自転車の通行のルールや責任が理解されていないことが挙げられております。「自転車も道路交通法の規制対象である」という大前提が周知徹底していないのではないかと思います。例えば交差点での一時停止を違反すると、3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金。また、自転車は車道が原則、歩道は例外です。自転車

に乗るとき意外と知られていないのは、自転車による違反行為は、自動車違反と異なり青切符の制度の適用はなく、すぐに赤切符の対象になるということです。最近、全国的には高校生に対して赤切符が切られる事例がふえているそうです。

日本では、自転車は道路交通法でれっきとした軽車両であるにもかかわらず、間違った認識により自転車は歩道を通行する存在のように思われています。つまり、自転車は曖昧で中途半端な状況に置かれ、そのことが歩道上でも車道上でも事故を引き起こす原因となってさえいます。実際、このような間違った位置づけをしてきたことにより、人々は歩行者の延長のような気持ちで気軽に自転車に乗り、一部の人は交通法規を無視して、それが事故や道路交通の秩序を乱すことにもなっているのです。多くの利用者が、自転車は道路交通の一部として法を必ず守ること、そして自転車の位置づけは社会全体で根本的に見直していかなければ、人々の意識を変えることは難しいのではないのでしょうか。

そこで、学校教育の中で、自転車利用のための教育はどのようになっているのでしょうかお尋ねいたします。

これまで幼稚園でも小学校でも中学校でも安全教育に取り組んできていること、そしてそもそもこの問題は家庭教育であることも十分承知しておりますが、交通教育指針に基づき、学年相応のもう一歩進めた交通教育を推し進めていただきたく、現状と今後の方針についてお伺いいたします。

全国には自転車免許制度のある自治体もあります。以前よりこの是非については分かれるところではありますが、免許制だけでは自転車の交通ルールやマナーは守れないのではないかと。たかが自転車と侮らずに、一人一人が自転車の危険性を認識し、交通ルールやマナーを守ること。そしてそれ以前に、小さいうちから何よりも人

の命が大切なこと、その一つは、一人一人が交通ルールを守り交通マナーを守ること。この教育を繰り返し繰り返し行うこと。規制よりも教育が大切であることは明白です。

「自転車都市宣言」を行っているドイツのミュンスター市では、交通ルールは、9歳のときに学校の正式な授業として徹底して教育が行われています。乗り方だけではなく、ハンドサインや交通法規などを学んで初めて車道の通行が認められるのです。それ以前、つまり8歳までは例外的に特別に歩道通行も認められているのです。このように学校の正式な授業で身につけて初めて車道の通行が認められているのです。

本市においても、現在の自転車教室の実施をさらに進めて、授業で徹底的に教育するシステムはつくれないものでしょうか。中学高校生に対しても自転車安全教育を徹底していけば身につくのではないのでしょうか。小さいうちから身につくまで徹底した教育が必要かと思います。今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、自転車利用に関する施策、そして自転車を活用したまちづくりの方向性についてお伺いいたします。

市長が会長である米沢市交通安全対策会議の第9次米沢市交通安全計画、つまり本市が講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものがありますが、改めてここで、自転車の事故の未然防止や事故対策のために行政としてやるべき課題をどのように考えているかお伺いいたします。

さて、まちづくりの施策として、全国各地で行われているロードレースとまではいかなくても、サイクリングツアーの開催などいかがでしょうか。サイクリングツアーは、サイクリングを楽しみながら、米沢市の魅力をゆっくり堪能するサイクリングツアーを普及し、地域の活性化を図るとともに、サイクリングロードと観光資源や山や川などとの連携を強化し、総合的に

推進する事業です。これは自転車道や自転車、歩行者、そして車の共存できる道路の整備につながります。このほか自転車駐輪場の整備、交通手段としての自転車利用スタイルの構築など、持続可能な交通としての自転車を利活用したまちづくりの方向性をお示ください。

以上で壇上からの質問を終わります。

○佐藤 晃議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの齋藤千恵子議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、本市の都市公園及び緑地のあり方についてお答えします。その他につきましては部長よりお答えします。

まず、遊具等の設置状況についてであります。現在24カ所の都市公園及び20カ所の開発緑地、合計44カ所に設置してあります。これら全ての遊具について、年1回定期点検を専門の業者に委託し実施しております。

また、開発緑地の本来の設置目的であります。が、地域の良好な環境の形成、スポーツや遊び場の提供、避難・援助活動の場の提供などであり、都市計画法第33条により、御質問にもありましたが、3,000平方メートル以上の開発区域においては面積の3%以上設置することとなっております。

次に、本市の取り組みについてであります。都市公園の維持管理につきましては、業者に維持管理業務を委託して定期的な管理を行うとともに、市も定期的にパトロールをしながら適切な管理に努めているところであります。

一方、開発緑地の維持管理につきましては、遊具やフェンスなどの修繕、大規模な樹木の剪定等を米沢市が、そして清掃や除草、軽微な樹木の管理は町内会とそれぞれ役割を分担して行う内容の管理協定を締結して管理を行っている開発緑地があります。これは146個ある開発緑地のうち57個にとどまっておりますので、今後、

残りの箇所につきましても協定締結を進めていく考えです。

都市公園及び開発緑地については、市民や子供たちの憩いの場や遊びの場でもありますので、遊具などについて引き続き定期点検を実施し、安全を確保してまいりたいと考えております。特に開発緑地の遊具については、市民満足度調査においても安全に遊べる公園等の充実を図ってほしいとの意見が多く寄せられておりますので、更新及び修繕などについて関係する町内会と協議を行いながら検討していきたいと考えております。

最後に、防災公園についてであります。公園、緑地は、災害時における一時避難及び救援活動の場、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帯として位置づけられており、防災上重要な役割を担っていることから、今後とも未整備公園の計画的な整備と適切な維持管理を行い、安心して安全な公園の維持に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 赤木市民環境部長。

〔赤木義信市民環境部長登壇〕

○赤木義信市民環境部長 私からは、自転車を活用したまちづくりのうち、本市における自転車利用の現状、自転車利用に関する施策、温室効果ガスの実態についてお答えいたします。

まず初めに、本市における自動車利用の現状であります。まず、平成24年3月1日に山形県の道路交通規則の一部が改正されましたので、その概要について簡単に説明いたします。

このたび改正されました理由としましては、自転車に乗りながら携帯電話やヘッドホンを使用する人がふえており、これに伴って交通事故の被害者や加害者となるケースが全国的に増加していることから、次の3点が追加されたものでございます。1つ目は、自転車に乗りながら携帯電話等の通話や操作の禁止。2つ目が、へ

ッドホン、イヤホンの禁止。3つ目が、傘差し運転の禁止となっており、禁止行為には5万円以下の罰金という罰則規定がございます。

なお、改正された以降の違反行為についてでございますが、米沢警察署にお聞きしましたところ、検挙した実績はないとのことでございます。警察では違反したからすぐ検挙するというのではなくて、現在は見つけたらやめるよう指導しているということでございます。

次に、年齢層別の自転車事故の状況についてでございますが、平成23年の実績では、死傷者数が山形県内で892人、米沢市内で100人となっております。そのうち16歳、17歳、つまり高校生の死傷者数は、山形県内では223人で全体の25%、米沢市内では16人で16%となっており、死傷者数を年齢層別で見ますと、一番多いのは高校生、次いで70歳以上、そして60歳代の順になってございます。

次に、具体的な自転車の安全利用のための施策について申し上げます。

これは交通安全事業全般に総じて言えることですが、交通事故防止に特効薬はございません。啓発・広報活動などを効果的かつ継続的にを行い、交通安全に対する意識を高めていくことが必要であることから、本市では、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とし昨年度作成した第9次米沢市交通安全計画の中に、自転車の安全確保の項目を設けるなど、自転車の安全利用施策を強化していくこととしております。

次に、自転車の安全利用に関する活動を申し上げますと、小学校、中学校につきましては、本市の交通安全専門指導員が自転車の安全利用をメインとした指導を行っております。また、高等学校、山形大学工学部、米沢女子短期大学につきましては、米沢警察署が自転車の安全利用の講習会を開催しております。さらには、各季ごとに行われます交通安全県民運動期間にあわせて、交通安全関係団体の御協力を得まして、

駐輪場、高等学校、スーパーマーケットなど自転車利用者の多い場所での啓発活動を行っているところであります。

交通事故を根絶するには、行政、交通安全関係団体の活動も大変重要であります。市民一人一人が交通事故を起こさない、交通事故に遭わないように交通安全に対する意識を常を持ち、交通ルールを遵守する必要があります。自転車の安全利用の重要性につきましても、今後とも市民の皆様呼びかけていきたいと考えております。

最後になりますが、自転車を活用したまちづくりのうち、温室効果ガスの実態についてお答えいたします。

まず、温室効果ガスの排出量につきましては、製造業、建設業、農林水産業などの産業部門と家庭、店舗などの民生部門など部門別のエネルギー消費量と、これらに起因する二酸化炭素排出量などを推定する方法により算出されますが、本市におけるエネルギー消費の統計は行っておりません。

したがって、山形県の傾向で申し上げます。なお、排出量の比較は京都議定書による平成2年度が基準年度となっております。平成21年度の山形県内の温室効果ガスの総排出量は、二酸化炭素換算で931万9,000トンとなっており、平成2年度の排出量825万3,000トンと比べますと12.9%増加しており、県民1人当たりの排出量では約26%増加しております。また、平成2年度では、産業部門の排出量が259万6,000トンで全体の構成比では36.6%でしたが、平成21年度では、家庭や店舗などの民生部門が338万3,000トンで構成比が40.2%と逆転しております。また、自動車等運輸部門は約185万トンで、ほとんど変化がない状況で推移しているようでございます。

このように、温室効果ガスはエアコンの使用、電化製品の多様化などによって家庭などから排

出される量が増加しており、さらに効率的な節電に努めるとともに、横ばい傾向ではありますが、自動車の排出量も減少していないことから、自動車にかわる移動手段として環境負荷の少ない自転車の利用を推進していくことは温室効果ガスの減少につながっていくものと考えております。

それから、漏れましたが、市内における自転車利用者数であります。利用者数の把握は極めて困難でありますので、まず自転車の所有台数を自転車防犯登録台数で調べたところ、米沢警察署管内の登録台数は米沢市と川西町を含めまして約8万3,000台となっております。そのうち米沢市分はおよそ8割の約6万6,000台になるということでございます。必ずしも所有台数イコール利用者とは言えませんが、本市には通勤、通学、買い物などに自転車を利用している人は相当数おられるものと推測されます。

私からは以上でございます。

○佐藤 晃議長 土屋教育指導部長。

〔土屋 宏教育指導部長登壇〕

○土屋 宏教育指導部長 私からは、初めに、小中学校の自転車にかかわる指導の現状についてお答えをいたします。

現在、市内の小中学校では、環境生活課や地区交通安全協会の協力を得て、春、自転車に乗り始める前に交通安全教室を実施しております。小学校の中学年以上では自転車の乗り方を中心に指導しており、交通ルールについて学んだ後、実際に自転車に乗りながら路上で練習をしております。また、中学校では、交通安全教室でルールなどの指導とともに自転車そのものの整備点検も行い、不備がある場合は修理を義務づけております。整備された自転車にのみ学校のステッカーを配布し、通学や部活動に使用することを許可しております。いずれの学校においてもこの交通安全教室を受けるまでは自転車に乗らないなどルールを決めているようです。また、

そのほかにも大型連休前、夏季休業前などには、学級ごとに学級活動として具体的に事故の例を挙げて乗り方の確認を行い、年に何回か繰り返して指導を行っております。また、校外学習やクラブ活動として自転車に乗る場合は、保護者に協力していただき、ルールを守って乗っているかどうか安全確認に努めております。また、小学校低学年のときに必ず親子サイクリング等を行い、親子で自転車の乗り方について学ぶ機会を設けている小学校もあります。

次に、今後の指導の方針について申し上げます。

議員お述べのとおり、自転車は免許があるわけではなく、これができないと乗ってはいけないという明確な基準があるわけでもありません。だからこそ学校では繰り返し交通規則を指導し、規則を守るという規範意識を高めていかなければならないと考えます。

自転車は被害者だけでなく加害者になる可能性があります。子供といえどもルールを守らないと人を傷つけることにつながるということを十分認識させることは学校教育で行わなければならないというふうに思います。

しかしながら、自転車の乗り方は学校が全て指導したり許可したりするものではありません。保護者がきちんと初めにルールを決めて子供に自転車を与えるなど、学校と家庭と地域で連携しながら、互いの役割を確認しながら、協力して指導していきたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 唐澤建設部長。

〔唐澤一義建設部長登壇〕

○唐澤一義建設部長 私からは、2の(4)自転車を活用したまちづくりの方向性についての御質問の中の、市道において歩行者、自転車、自動車が共存するためには自転車利用の環境を整えていく必要があると考えられるが、どのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

す。

初めに、本市の歩道等の設置状況についてありますが、歩道等設置延長が約9万5,900メートルあり、幅員が1.0メートルから6メートルとなっております。歩道等の設置に当たっては、車道との間に縁石を設置し、フラット方式・車道と平らになっているものや、マウンドアップ方式・車道より高くなっているもの、により区分し整備をしてきたところであります。

自転車の通行できる歩道等については、道路構造令に基づき自転車の交通を前提とした幅の広い歩道、自転車歩行者道として整備したものや、道路交通法に基づき自転車が通行可能な歩道として指定したものが、いずれも自転車及び歩行者専用の道路標識が立っております。

したがって、これらの自転車が通行できる歩道等以外は、自転車道を含みますが、原則車道の左側を通行していただくことになっておりますが、道路交通法では70歳以上の方や13歳未満の児童、幼児、体の不自由な方などには自転車及び歩行者専用の道路標識がない歩道を自転車で通行できるようになっております。

1970年から1990年代に整備された幅員3メートル未満の歩道等については、歩行者と車両の通行帯を分離することで歩行者の安全確保を図ってきたという経緯がありますので、今も狭い歩道等が存在するものと考えております。議員御指摘の歩道と車道との間にある外側線で区画された狭い部分ではありますが、この部分は路肩であり、自転車が通行する部分ではなく、自転車は基本的に車道の左側を通行していただくこととなります。

また、自転車利用の環境を整えていくべきではないかとのことでありますが、自転車専用レーンなどの施設整備においては、現実的に限りある道路空間に設置することは極めて困難でありますので、自転車はどこを通行すればいいのかなど自転車を利用する方のマナー、ルール遵

守が重要であると考えています。

一方、今後新たに道路を整備したりする場合は、歩道等の整備の必要に応じ自転車も通れる幅の広い歩道等を前提に整備していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

私からは以上でございます。

○佐藤 晃議長 神田教育管理部長。

〔神田 仁教育管理部長登壇〕

○神田 仁教育管理部長 私からは、自転車を活用したまちづくりの方向性についてのサイクリングツアーなどに対する米沢市の取り組みについてお答えいたします。

本市においては、交通規制を伴う競技性の高い自転車のロードレース大会は開催されておられません。米沢サイクルスポーツ競技連盟主催のサイクリングイベントが開催されております。このイベントはことしで5回目であり、名称は「グランfond飯豊」と言います。コースは、米沢総合公園をスタートし、川西町、飯豊町を経由し、小国町で折り返して米沢総合公園にゴールする全長160キロで行われております。また、交通法規に従って走行するもので、山岳ロードをサイクリングすることを通して、飯豊連峰のすばらしい景色を満喫し、健康増進を図ることを目的とした大会であります。

本市といたしましては、さまざまなスポーツイベントの開催や大会を誘致することが、交流人口の増加と経済効果につながる有効な手段だと考えております。現在、米沢おしょうしなハーフマラソン大会や、この秋に完成した人工芝サッカーフィールドを活用した大会、合宿誘致事業などに力を入れておりますので、現時点では、スポーツイベントとしての観光地めぐりを含めたサイクリングツアーを開催することは考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 齋藤千恵子議員。

○14番（齋藤千恵子議員） 御答弁ありがとうございました。

それでは、まず最初の、146カ所ある開発緑地のうち57カ所しか協定を結んでいないという先ほどの市長の答弁についてお尋ねいたします。

都市緑地法では、米沢市はそれぞれのそこに存在する町内会と管理協定書を結ばなければいけないという協定の規定があるわけですが、これは3分の1強ぐらいしか協定書を結んでいないということでしたが、私も実は見せていただきましたが、市民の方々は、特に町内会長さんは、そういった開発緑地のある町内会長さんのお話によれば、見たこともないし当初からそんなお話も聞いていないという町内がたくさんございました。それに関して、いつまでこの管理協定書をきちんと整備するおつもりなのかお聞かせください。

○佐藤 晃議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 開発緑地につきましては、日常の管理等につきましては地元をお願いしてきたというふうなことでございますが、時間の経過とともにそういったところが曖昧になってきたというようなこともございまして、今地元のほうと管理協定を結びながら、市と地元の管理の状況を明確にしていこうというふうなことで今協定を結ぼうというふうなことでやっているわけでございますが、結果的に146のうち57カ所になっているというふうなことでございまして、こういった管理協定につきましても、地元のほうと協議をしながら早急にそういったことで進めていきたいというふうに思っているところでございます。

いつまでというふうなことなのですが、地元のほうとそういった形で協議をしていきたいというふうなことで考えております。

○佐藤 晃議長 齋藤千恵子議員。

○14番（齋藤千恵子議員） 今の御答弁をお聞きすると、時間の経過とともに何か曖昧になっ

てきたというふうなお話のように聞こえますが、146カ所のうち57カ所、今現実的に協定書があるわけですが、協定は結んではいったのですか。それとも、最初から結ばなかったのですか。どちらですか。町内会長さんが次々と町内によってもかわられるわけですね。一番最初その開発行為があったときに、開発緑地としてこの広場を設定する。そのときに結ぶ管理協定書を、時間の経過とともに町内会でというお話ですが、きちんと結んだけれども、町内によっては町内会長さんがかわられて、どこがどういうふう管理するのか、例えば除草はどこか、上物についてとはか、樹木についてはということが曖昧になってきたのか。それとも、そういう手続はなかったところが多かったのか。どちらですか。

○佐藤 晃議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 宅地開発につきましては、宅地開発指導基準に基づきまして、開発業者のほうと指導基準に基づいて開発をしていただいているわけでございます。開発緑地につきましては、通常のといいますか、日常の点検等につきましては地元でやっていただくというふうなことでやっておりまして、特に地元といいますか、町内会が組織されるまで相当の日数がかかるというふうなことでやってきておりまして、協定等を最初からは結んでいなかったというふうなことでございます。

○佐藤 晃議長 齋藤千恵子議員。

○14番（齋藤千恵子議員） 何度も繰り返して申しわけありませんが、そうすると、そういうふうな整備をするまで時間がかかったのだから、結果的には結ばなかったところが多かったから、今後協定書を結ぶということで、そういうふう理解してよろしいでしょうか。

そうすると、いつまでという御答弁はいただけませんでした。やはり開発行為のあった土地というのはもう一昔も二昔も前のようなところがかかりありますので、どうか早急に整備し

ていただきますように、そして各町内の方にもその辺を御理解いただきますように、悲惨な状態の広場がたくさんあることも御承知のことだと思いますが、よろしく願いいたします。

続いて、遊具の安全点検について再度お伺いいたします。

年1回の専門業者による定期的な点検ということでございましたが、それはどのような点検ですか。目視でしょうか。

また、その点検をなさる方は専門家ということでございましたが、遊具日常点検講習会などというような、そういった講習会を当然ながら受けていらっしゃる専門業者でいらっしゃいますでしょうか。確認したいと思いますので、よろしく願いします。

○佐藤 兵議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 遊具の点検でございますが、そういった専門の業者、そういった能力のある専門の業者で行っておりまして、当然目視も含みますが、打音とか、そういったものを聞きながらとか、そういった専門的な見地から検査をしていただいているというところでございます。

○佐藤 兵議長 齋藤千恵子議員。

○14番(齋藤千恵子議員) そうしますと、その点検をなさった後報告書などというものが上がってくるわけでしょうが、その公園にもありますが、私の申し上げている公園はその都市公園の話ですが、公園にもありますが、随分さびや腐食の進んだところもあります。そういうことに関して、更新したり、新しくなどなされていていらっしゃる場所はあるのですか。それとも、点検をして、まず大丈夫だからということで、そういう形をとっているのでしょうか。

○佐藤 兵議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 点検の結果に基づきまして、使用ができない、使用不可のものにつきましては、地元のほうと話し合いをしながら、使用不可ということで、使用ができないように使用中

止というようなことでやっております。

あと、修繕等につきましては、修理が必要なもの、使用は可能ですが修理が必要といたしますか、塗装等が必要なものについては、計画的に修繕をやっているというふうなことでございます。

○佐藤 兵議長 齋藤千恵子議員。

○14番(齋藤千恵子議員) 時間もないので、もう一回だけにこれはいたしますが、今回この一般質問をすることで、ずっと私も開発行為による緑地並びに都市公園を回りました。私が回ったのは雪の降る前、秋だったのですが、日曜日にもかかわらず閑古鳥の鳴いているような状態の公園が多かったです。そのときに、いろいろそこのお近くの方や利用なさっていらっしゃる方やいろいろな方にお話を伺ったところ、やはり安全点検をしていただいて、遊具がこれは使用不可となったなら、それを撤去するか、ブランコだったら上に上げてしまって全く使えない状態になっていると。更新したり新しいものにかわったりするような対策ではなく、危ないから使えない、使えないから使わないでねみたいなそういった状態に安全点検をしていただいてもなっている状態だと。だから公園は子供たちを安全で安心して遊ばせるような状態にはなっていないというのが利用者の多くの声でした。それが米沢市が行った満足度調査にもそういう形で載っているのではないかと思いますので、どうぞここは再考の余地があると思いますので、よろしく願いいたします。

それから、防災公園についてですが、都市計画マスタープラン、平成12年にこんな立派なおつくりになっていらっしゃるこの中に、きちんと課題として、その当時、防災公園というものを上げていらっしゃいます。10年目で見直したのが少しおくれたというお話でございますが、全く防災に関しては、ほかの点のところも見てみましたが、防災に関しては実績がない。

これはどういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。

○佐藤 兵議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 マスタープランの中の全体構想の中に、災害時の安全性に配慮した公園、緑地の整備としてうたわれております。この中では整備を検討していくというふうに書かれております。内部で整備について検討といいますか、議論をしたということはあるようでございますが、中断しているというふうなことでございまして、

その際、一時避難所の公園にそういった災害応急対策のための施設を設けたほうがよいのか、または指定避難所に設けたほうがいいのかというふうないろいろ議論はあったようでありますが、中断してきたというふうなことでございまして、今後、防災上どこに設けたほうがよいのか、また必要なのか、必要でないのかも含めまして、予算的なものもございまして、防災担当部署等も含めて内部での今後の検討というようなことにさせていただきたいと思ひます。

○佐藤 兵議長 齋藤千恵子議員。

○14番（齋藤千恵子議員） その程度の認識でいらっしゃるのでしょうか。平成12年に策定したものが、10年先も何もなく、実績もないまま。市長、いかがですか、これに関して。このように東日本大震災の後、これだけ防災のマニュアルもつくり、していらっしゃる中で、市民の命を守るその避難所としての公園のあり方について、ここはひとつ真剣に考えなければいけない時期に来ているのではないかと思います。認識はいかがですか。お聞かせください。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 先ほどの御質問の中でもありましたが、そもそも公園自体が人が集まるようなものになっていない、整備が十分なされていなくてというのがあります。そういう状況の中

でいきなり防災の設備をとというのは、段階が1つ飛んでしまっていて飛躍しているというように思ひますので、一方では、こちらから、防災のための整備をどういうふうにしていくかという上からこういうように下げていくのと、下から、人が使用していない公園をどう整備していくかという下からの積み上げと、この2つをどこかで結んでいかにくちやいけないというように思ひます。ですから、そういう検討をさせていただきたいと思ひます。

○佐藤 兵議長 齋藤千恵子議員。

○14番（齋藤千恵子議員） ありがとうございます。

防災公園というのは、全国的に見ても、避難場所として認識を新たにしているという意味で防災公園が進んでいるという中であって、米沢市も、公園に人が集まらないから云々ではなくて、そういう避難場所の一つとして考えるという認識でぜひ、これはもちろん危機管理等々があるのでありますが、各部署と合わせてぜひ検討を急いでいただきたいと思います。終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○佐藤 兵議長 以上で14番齋藤千恵子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休 憩

~~~~~

午後 2時10分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一つ、男女平等の社会へ外1点、9番白根澤澄子議員。

〔9番白根澤澄子議員登壇〕（拍手）

○9番（白根澤澄子議員） 日本共産党市議団の白根澤澄子です。

2点について質問いたします。

初めに、男女平等の社会実現のための取り組みについてお尋ねします。

1979年の国連総会で、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、略称「女性差別撤廃条約」が採択されました。この条約は全文と30カ条からなり、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的、その他のあらゆる分野における男女同権を達成するために、教育の分野を含めて、いずれかの性別の優位や性別役割に由来する型にはまった考え方の撤廃など必要な措置を定めています。条約を批准した政府は、女性に対するいかなる差別もなくし、男女平等の原則の実際的な実現を、法律その他の適当な手段により確保しなければなりません。日本はこの女性差別撤廃条約を1985年批准し、1985年男女雇用機会均等法、1992年育児休業法、1999年男女共同参画社会基本法を制定し、2009年国籍法を改正し、国内法を整備してきています。

しかし、他の先進国に比べて日本の男女同権はおくれています。スイスの非営利団体世界経済フォーラムが発表したことしの日本の男女格差指数は、135カ国中101位と低く、昨年の98位から後退しています。日本は、閣僚、国会議員、管理職など意思決定の場に圧倒的に女性が少なく、衆議院の女性国会議員は、世界平均の19%に対し、日本は11%です。北欧などの国では、比例中心の選挙制度で女性候補者を一定割合義務づけるなど女性が選出されやすい措置をとっています。管理的職業従事者に占める女性の割合は、イギリス34.6%に対し、日本は10.6%にとどまっています。男女の賃金格差も大きく、男性100に対して女性の正規職員70.6、パートなど非正規で働く女性の場合は50にもなりません。スウェーデンではパート労働者は働く時間が短い正規労働者で、社会保険などに加入し、均等待遇が保障されています。

日本のこのような現状に対し、女性差別撤廃

条約で条約の進捗状況を検討するために設置されている女性差別撤廃委員会からは、定期的な政府の報告について厳しい勧告が出されています。2009年の勧告は22の主要項目にわたりました。主なものを紹介しましょう。

条約の全ての条項を系統立てて実行するという政府の義務を果たすよう改めて求める。2003年の審査で勧告された事項が十分に組み込まれていないことを遺憾とし、前回の勧告実行を求める。男女で異なる最低婚姻年齢、女性のみ課せられる再婚禁止期間、選択的夫婦別姓、民法その他における婚外子差別などの差別的規定が、前回勧告を受けたにもかかわらず、いまだに改正されていない。世論を言いわけにせず、条約上の義務に従って即座に行動すべき。女性差別撤廃条約が法的拘束力を持つ重要な国際人権法であることを日本政府は認識すべき。条約の全ての条項を国内法制に迅速に取り入れること。法律家や公務員が条約への理解を深め、実践するよう啓発を行うことを求めるなどです。

政府は男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として、2010年に第3次男女共同基本計画を閣議決定しました。その特徴は、まず15の重点分野を設け、それぞれの重点分野に成果目標を設定しています。また、2020年に指導的地位に占める女性の割合を30%程度とする目標を設け、取り組みを推進します。そして、女性の活躍により経済社会を活性化し、第一子出産前後に約6割の女性が仕事をやめている現状を改善し、第一子出産後の就業率を2017年度までに55%まで引き上げることにしています。

政府の基本計画を受け、山形県が基本計画を改定し、米沢市も基本計画改定案を提案しています。女性に対する差別は、権利の平等の原則や人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、それは当事者の女性の問題であると同時に、社会全体の問題でもあります。女性差別が存在するということは、その他の人権侵害も一掃され

ずに残っていると考えられるからです。また、女性差別は女性の能力を社会が十分活用していないということであり、社会や人類の大きな損失ともなっています。

男女の社会的平等を実現する鍵は、女性の公的産業への復帰にあります。簡単に言えば女性の社会進出です。政府が積極的に推進しなければなりません、政府が民法改正や両性平等実現の積極政策などを実施していないことから、進展していません。米沢市は男女共同参画を進める専任の担当者を置いていません。男女共同参画課の設置を望むところですが、せめて専任の担当者の配置は実現していただきたいものです。仮に体制が整っていたとしても、政府が積極的施策をとっていない中では、地方自治体の取り組みにより変化をつくり出すことには限界があるだろうと思います。

このような中で少しでも現状を動かしていくためにできることを考えてみました。男女共同参画、男女平等が必要なことや、男女の役割の固定観念を変えること、世界の現状と取り組みについてなどを知らせる意識啓発の継続的な取り組みが社会を変える力になるのではないかと思います。政府も山形県も各種文書を発行していますが、家庭にまでは届いていません。啓発文書が定期的に各家庭まで届き、多くの市民の目に触れることが大切です。

そこで、市として啓発文書を発行し、米沢市広報とともに市民に配布できないでしょうか。お尋ねします。

男は仕事、女は家庭という性別役割分担意識が根強くある中で、男性が家事や育児をこなせる力量を身につけて家庭で家事に参加していけば、社会の固定観念を実質的に変えていくことにつながるものと思います。男性対象の料理教室や育児講座などをどのコミュニティセンターでも実施するようになればいいと思いますが、いかがでしょうか。

仕事と生活の両立、ワーク・ライフ・バランスの大切さが注目されるようになっていきます。政府もワーク・ライフ・バランス憲章を制定し、仕事と生活の調和を進めています。しかし、男性は長時間労働に縛られ、女性は結婚、出産で退職を余儀なくされ、仕事と家庭生活の両立がなかなかできない現状にあります。それでも企業によっては女性が働き続けられるよう環境整備をし、女性を管理職に登用し、業績も上げている例があります。企業に国や県の施策とともに、ワーク・ライフ・バランスに取り組み業績も上げているなどの事例を知らせ、企業の取り組みを促してはどうかと思います。国の強力な政策がなければ企業の変化をつくり出すことは難しいですが、企業の努力が必要なことを常に伝えていくことが大切です。その取り組みをしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

仕事と家庭の両立での市の役割は大きなものがあり、保育所整備による待機児の解消、病児・病後児保育の実施など子育て支援の強化が求められます。男性の育児休業は伸びてきているとはいえ、2011年度で女性87.8%の取得率に対し、男性は2.6%です。国は2017年度に男性の育児休業取得率を10%にする目標を設定しています。米沢市の基本計画改定案は、男性市職員の育児休業取得率を2015年までに5%程度にすることにしています。市役所が先進的な取り組みをして、ぜひ市内の企業に波及させていただきたいと思います。現在の男性市職員の育児休業の取得状況と、目標達成のためにどのような手だてをとることをお考えなのかお尋ねします。

次に、米沢市立中学校の統廃合について質問いたします。このまま統廃合が進められていいのかとの思いから、9月議会に続いて質問いたします。

米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画（案）では、「中学校については、高等学校やその後へ続く社会へのステップとして、集団生

活への適合性を主体とするため、より多くの人とのかかわりが重要視されます」として、高校、社会を展望して、広域的な規模の大きな学校の必要性が述べられています。

しかし、既に中学校は2つ以上の小学校から進学するようになっていて、広域化、規模拡大が行われています。それに、子供たちはどんな小さな学校に学んでも、大きくなればひとりで広い世界に羽ばたいていきます。

今むしろ大事なのは、中学校でよく学び、成長できるようにしていくことです。いじめ、校内暴力、学級崩壊、自傷行為など学校ではさまざまな問題が起きており、とりわけ中学校ではその件数が多くなっています。子供たちが立ち、強いストレスを抱えているあらわれです。それは競争性の強い教育の問題から来ているとともに、貧困と格差を拡大し、それを自己責任にしている社会のあり方から来ている問題でもあります。

いじめは日本だけでなく世界の学校で起きていますが、日本の場合は自殺にまで追い詰められるような深刻ないじめにまで至っています。青少年全体のいじめ自殺の中で中学生が70%を超えています。今、子供たちの命、人権を守っていかなければなりません。少人数学級やカウンセラー配置増などの体制整備が必要です。そして、いじめなどの問題が起きた場合、担任任せではなく教師全体で対処していくことが大切になっています。そのためには、大規模な学校ではなく、教師がクラスの生徒だけでなく全校生徒の名前や人柄を知り得るような学校が必要だということです。

世界の流れは、20人以下の少人数学級、100人から200人の学校です。米沢の中学校で100人以下の学校は現在はなく、将来的に1校のみです。米沢の中学校において必要なのは、学校の統廃合ではなく、子供の命、人権を守ることに力を入れていくことではないかと思いますが、お考

えをお尋ねします。

子供の数が減っているから学校を統廃合するというのではなく、地域とともに少子化対策を進め、子供をふやす取り組みをしたらいいのではないかという意見を聞きます。私もそう思います。中学校も小学校同様、統廃合の前に地域と子供の問題について協議をしたほうがいいのではないかと思います。どうでしょうか。

以上、質問いたします。

○佐藤 亮議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの白根澤澄子議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、男女平等、男女共同参画社会への意識啓発についてと男女の性別役割分担意識を変える取り組みについてお答えをいたします。その他につきましては部長よりお答えします。

男女共同参画に関する国及び県の計画の見直しを受け、平成19年度に策定しました本市の男女共同参画基本計画をこのたび見直しをしました。先月11月1日から21日までの3週間の期間、改定版の案についてパブリックコメントを募集しましたところ、特に意見がなかったことから、年内を目途に計画として取りまとめる予定であります。

今回は、特に次の2つの点に重点を置いて見直しを行ったところであります。

具体的には、ワーク・ライフ・バランス、すなわち仕事と生活の調和についてと女性に対する暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンスなどについてであります。また、女性に対する差別意識は次第に改善されておりますが、まだまだ十分ではないと認識しております。これまで市民の意識を高めるため、広報による特集記事や市民ホールでのパネル展などを行ってまいりましたが、先月26日から30日までの5日間には、女性団体のB P W米沢クラブを初めとす

る4団体の合同でのDV防止に関するパネルやポスター展示などの啓発活動が行われました。今後はこのような市民団体との協働による活動についても積極的に行っていきたいと考えています。

また、男女共同参画社会について関心と理解を広めるために一昨年から川柳の募集を行い、優秀作品には表彰と展示を行っています。昨年度は1,329作品もの多数の応募をいただき、当初の目的が達成されたと思っています。今年度も引き続き川柳の募集を予定していますが、川柳自体が小学生の児童には難しいとの学校現場の声もありますので、将来を担う子供たちの意識の醸成という点で今のうちから男女共同参画社会に関心を持ってもらいたいとの思いから、今年度は小学生は標語という形でより多くの作品を募集できるよう調整しているところであります。

このように意識啓発に努めているところではありますが、御指摘のとおり、さらに強化していくことが重要であると認識しております。特に市独自のパンフレットの作成と多くの市民への配布など、情報発信面での工夫をさらに検討してまいります。

また、男女の性別役割分担意識を変えるためには男性の生活の能力を高めることはぜひ必要であると考えています。男性の育児教室や料理教室など、現在も関係各課、団体によりすこやかセンターや各コミセンを会場にして行っているところです。今後もより多くの男性が参加できるように努めてまいります。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 小川産業部長。

〔小川正昭産業部長登壇〕

○小川正昭産業部長 私からは、仕事と生活の調和のとれた社会のために、に係ることについてお答えいたします。

仕事と生活の調和とはワーク・ライフ・バラ

ンスとも言われており、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できることを指しており、人間が生活していくことにおいては大変重要なことと認識しております。

また、中小企業がワーク・ライフ・バランスを進めることは、労働環境の整備だけではなく、業務効率の改善、人材の定着を促進することで生産性の向上も期待できますので、将来への投資という捉え方もできるものと考えております。

しかしながら、中小企業にとっては長引く不況などの厳しい経済環境の中で企業間の競争が激化しており、コストの削減等が求められています。このため、正規従業員から派遣労働者やパートなどの臨時雇用、さらには請負への転換が進んでおり、中小企業においては人件費の圧縮が大きな課題となっており、なかなか取り組みが進んでいない状況にあります。

こうした状況のもと、本県の育児休業の取得状況を見てみますと、平成22年度の山形県労働条件等実態調査結果によりますと、常用労働者5人以上の民間事業所における育児休業取得率は、女性で82.3%、男性は0.6%であり、全国平均値の女性83.7%、男性1.38%と比較して、女性の取得率は同程度であります。山形県では育児休業を取得した男性に対して取得日数に応じて奨励金を交付する事業を行っておりますが、今年度、置賜管内においては、民間事業者に勤務する男性の育児休業の奨励金の申請がない状況であります。

本市では、県や労働基準局などの関係機関等と連携し育児休業制度の周知に努めており、今年度は新たに市内のイベントにおいて、厚生労働省のイメージキャラクターを使って男性の育児休業の促進について広報活動を実施したとこ

ろであります。

ワーク・ライフ・バランスの推進は市民の暮らし方に係る大きなテーマでありますので、今後とも県や関係機関等と連携を図りながら、さまざまな媒体を活用し、中小企業や市民の皆様に情報を発信していきたいと考えております。

私からは以上であります。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、仕事と生活の調和のとれた社会のためにのうち、育児休業に関して御答弁申し上げます。

市立病院も含めまして平成23年度の育児休業の取得状況は、男性1名、女性51名の合計52名となっており、全体の平均取得日数は185日となっております。また、平成23年度中に新たに育児休業を取得可能となった職員は男性23名、女性36名の合計59名おりましたが、そのうち実際に育児休業を取得した職員は男性1名、女性34名で、取得率につきましては男性が4.3%、女性が94.4%となっております。

職員の育児休業の取得率につきましては、次世代育成支援対策推進法に基づきまして本市が策定しております米沢市特定事業主行動計画で、御指摘のとおり、女性職員につきましては目標の取得率を90%とし、男性職員については目標の取得率を5%程度と設定して取り組んでいるところであります。女性職員につきましては目標を達成し、男性職員につきましては、目標数値を若干下回っているという状況でございます。

なお、男性職員につきましては、まだまだ取得率そのものが低いことから、今後も男性職員の育児休業の取得促進に向け、例えば「子育てする職員を応援します」と題する男性職員用のパンフレットの配布、それから上司である管理監督者用のパンフレット、こういった作成もして配布するなどしながら、休業中の給付を含めた制度紹介に努めているところでございます。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 原教育長。

〔原 邦雄教育長登壇〕

○原 邦雄教育長 私からは、米沢市立中学校の統廃合について、学校の体制、国際的な状況、人口増加の取り組みについてお答えをいたします。

米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画（案）の中におきまして、小学校と中学校における適正規模の考え方には大きく違いがございます。その役割として、小学校では「地域の人々とともに、地域の特色の中で育ち、人間性を豊かにする意味で地域に根差した教育が重要視される必要があります」としており、中学校におきましては、議員お述べのとおり、「高等学校やその後へ続く社会のステップとして、集団生活への適合性を主体とするため、より多くの人とのかかわりが重要視されます」としております。

そのような中で、中学校における校内暴力やいじめの問題について心配であるとのことではありますが、仮に計画（案）が計画として認められた場合において、統合の3年ぐらい前から統合に向けた準備の中でそれらへの対策を実施していきたいと考えております。具体的な内容といたしましては、統合前の小学校間において授業の交流や学校行事の交流などを通して人間関係の構築を図る小小連携を行いたいと考えております。

また、基本計画（案）の中では、1つの小学校からは複数の中学校へ分かれて進学するのではなく、卒業生全員が同じ中学校へ進学を行うということから、中1ギャップを少しでも減らせるものと考えております。

また、現在の校内暴力やいじめ問題についての対策といたしましては、各中学校におきましては、週に1回程度、学年担当職員による会議において生徒個々の様子について情報交換を行

っており、子供のちょっとした変化やサインを見逃さないように努めております。それとともにQ-Uテストを実施し、その結果を利活用することにより子供の心の状態を把握し、早期の予防対策を行うよう心がけているところであります。

なお、校内におけるカウンセラーの設置についてであります。現在、米沢市内における全中学校へスクールカウンセラーもしくは教育相談員を配置しているところであります。

また、一人一人の生徒の名前を担当だけでなく学校全体で把握し個の見える教育につきましては、教育の基本として取り組んでいるところであり、仮に統合を行ったとしてもその考え方に変わりはありません。

次に、国際的な状況であります。9月議会で答弁させていただいたことと同様になりますが、教育制度は、各国での対応はまちまちでありますように日本には日本の教育制度があります。我が国の教育制度の中において1学級20人学級は大変難しいという現実もあり、御理解を賜りたいと存じます。

最後に、子供の数の減少が統廃合の要因になっており、人口増加に向けた取り組みについて行政が積極的に取り組むべきではないかとの御質問につきまして、本市では現在、米沢市人口定住促進ビジョンにより市全体で人口定住促進事業を行っているところであります。また、このたびの適正規模・適正配置等基本計画（案）における全地区説明会における御意見の中に、我々地域の人間が人口増加について真剣に取り組む、婚活なり魅力ある地域づくりを行うので行政もよろしくとの力強いお言葉をいただいた地域も複数ございました。そのような中で、我々教育委員会としても積極的にかかわりを持ちながら、人口増加、そして定住に一緒に取り組んでいきたいと考えております。

なお、基本計画（案）の中で、子供の数の減

少が要因の一つになっていることは間違いのないところでありますが、「子供たちにとって」、これを中心に考えている施策であり、その手法としての適正規模・適正配置でありますので、よろしく御理解をお願いいたします。

これまでいただきましたさまざまな御意見や、現在実施をしておりますパブリックコメント等を生かしながら、基本計画の策定に向け今後取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 亮議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） まず、市のほうで発行してくださるというふうなことでしたけれども、市独自の男女平等、男女共同参画に関するような文書ということですが、先ほど市長のほうから御紹介もありました11月のDV防止期間ですね。あと山形県がDV防止月間になっているところなんです。このときにパネル展をやりまして、私も関係させていただいて参加をしたところなんです。女性団体のほうからこういうことをやりませんかというような呼びかけがあって、市のほうとの共同の取り組みというふうになってきたところなんです。これまで私も米沢市のほうで何かしてくれとかというようなことを要求ばかりしてきたなというふうな気がしました。やはり私たちもできることを積極的に市とともにやっていくというような姿勢が必要ではないのかなというふうに思ったところなんです。

それで、その啓発の文書の作成なんですけれども、ぜひとも、女性団体のほうで幾つか、まだ数は少ないんですけれども、こうした男女平等の問題、DVとかそういう問題についても取り組んでいきたいというような意向がわかったわけですので、こうした啓発文書の作成についても行政とともに取り組んでいくというふうに、女性団体も一緒に取り組んでいくというふうな方向に進めていただきたいなというふうに思い

ますが、その辺はいかがでしょうか。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 市長答弁の中で市独自のパンフレットの作成というふうに表現をさせていただきましたが、昨年本市の男女共同参画基本計画を見直しましたが、その柱としては、ワーク・ライフ・バランスそれからDV対策、これが重点でありましたので、この内容を中心にしたわかりやすい、パンフレットというよりもリーフレットのようなものだというふうにイメージをしておりますが、イラストなんかを交えながら親しみやすく、市民にとってわかりやすいものをぜひ作成をしてみたいというふうに思っております。

その内容ですとか配布をする対象、こういった年齢層に対してやっていくのかというふうな部分については、米沢市男女共同参画市民委員会、これは米短の遠藤学長が委員長になっておりまして、労働機関からも代表者が出ていらっしゃる。それから女性団体からも委員として参画をいただいておりますが、そういう中で中身、対象などについても御意見をいただきながら、25年度の事業として取り組んでみたいというふうにイメージをしているところであります。

○佐藤 晃議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） そうしますと、米沢市の男女共同参画基本計画、これを改定するというようなことで、その中身を知らせていくために独自のパンフを作成するんだということでしょうか。

私は、それはそれでまず大事なことはあるんですけれども、定期的に山形県の男女共同参画センターチェリアが定期的に情報誌を発行しているんですけれども、そういうような形でチェリアは何ページにもわたるものを発行していますけれども、米沢市では、そこまではいかなくても、例えばこういうようなA4の裏表でも

いいわけなんですけれども、定期的な情報を発信していくというような、そういうことをぜひ取り組んでいただきたいなということなんですね。それについて女性団体とも共同してやっていただきたいなということなんです、いかがでしょうか。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 定期的な情報の提供というふうな御要望でありましたが、これについては少し研究をさせていただきたいというふうに思いますが、基本計画の中身をお知らせをするためのリーフレットということではなくて、先ほど申し上げましたが、ワーク・ライフ・バランスとDV対策、これに特化をした特集的なもので、ぜひ市民理解の浸透に役立てていただければということで、まずはこれの作成をしていきたいというふうに思っております。

なお、広報でお知らせをしていく、広報記事として男女共同参画の意識を高めていく工夫については、もう少しボリュームアップ、あるいは回数をふやすなりそうした取り組みをさせていただければというふうに考えております。

○佐藤 晃議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） まずは発行していただきまして、その後また御意見を申し上げていきたいなというふうに思います。

男性の家事能力を高めること、これは必要であるというような御答弁でありました。これは男女の平等というようなことにとって非常に重要なことではありますけれども、それにとどまらないものがあるんじゃないかなというふうに思っているところなんです。単身の男性が今ふえてきておりまして、両親をその男性が介護をするというような状況もふえてまいりました。その方が一番困るのは何かというようなことをお聞きしましたところ、やっぱり料理が大変であるというようなお答えがあったようなんです。それから、災害も多発するようになっていきます

けれども、1995年の阪神・淡路大震災、この後、暮らしの調査をやりましたところ、女性のほうが男性よりも早く元気を取り戻しているというような調査結果が出ています。女性は家事を担うことが多くて、食事づくりなどをする中で生活リズムを早く取り戻すというようなことで元気になっているのではないかなというふうに分析をされているところなんです。

それから、ひとり暮らしの高齢の男性も多くなってまいりまして、やはり家事能力を高めるということが健康寿命を伸ばしていくことにもつながりますし、介護予防の点からも大切なことではないかなというふうに思います。きのうの質問でもセルフネグレクトの問題が出されましたけれども、これを防止するというところにもなるのではないかなというふうに思います。

男性の家事能力を高めるということは多面的な効果があるというふうに思いますので、この問題について、それぞれ担当する部門が違っているわけなんですけれども、やっぱり課とか部を超えて横断的な感じでこの問題というのは考えていく必要があるのではないかなというふうに思いますので、とりあえず庁内にあります男女共同参画推進本部などで議題にさせていただいて、検討していただきたいものだなというふうに思ったところなんです、いかがでしょうか。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 男性の家事参加を促すためのさまざまな講座が行われております。これ既に議員御承知だと思いますが、健康課においては「パパママ教室」というのがありますし、それから東部コミセンの自主事業として「イクメン応援」というふうな格好で、お父さんと子供が親子体操でスキンシップを図るというふうな事業もございます。それから鷹山大学のメニューとして、北部コミュニティセンターを会場にしているんですが、「男性のかたん料理」

というふうな講座があります。これも前半、後半2期に分かれておりますが、定員12名で年2回、2回といいますか、1つの上期の講座が8回開催ぐらいの頻度になっておりますが、こうした取り組みもありますし、また愛宕コミュニティセンターにおいても料理教室がありまして、こちらは男性に限ってはいないわけですが、多くの男性が参加をしているというふうな実績がございます。

ただ、鷹山大学にせよ、コミュニティセンターの自主事業にせよ、それぞれの団体が自主的に企画する事業でありますので、社会教育部門とこれは連携をとりながらこうしたメニューが今後拡大をしていけるようにぜひ促していきたいというふうに考えております。

男女共同参画基本計画をつくって、推進するのは企画部門だけではなくてそれぞれのセクションにおいてそれぞれの事業項目に取り組んでおりますので、議員からお話がありましたように、本部体制の中でもこうしたことについては促していきたいというふうに思います。

○佐藤 晃議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） よろしく願いいたします。

育児休業についてお尋ねしますけれども、女性の育児休業の取得日数で最も多くなっているのは10カ月から12カ月未満なんです、男性の場合は、育児休業の取得日数、数日から6カ月の間におさまってまして、最も多いのは5日未満というふうになっているところなんです。市職員男性の育児休業期間、2015年の目標は5%と同時に、期間1カ月というふうにしてるところなんです。積極的な目標で大変いいとは思いますが、現状から見ますと、少し1カ月という期間、かけ離れているような感じがするところなんです。長期間とっていただくのは大変いいわけですし、1カ月と言わずもっと長くというふうな思いはありますけれども、

多くの男性が育児休業をとるといふような状況になることをつくっていくということも、一方では大事なことでないのかなというふうに思います。ですので、1週間程度でもいいといふようなことでもっともっと奨励をしていただきたいなというふうに思うところなんです。

男性も育休をとって育児に参加していくんだといふようなことが広まっていけば、民間にも大きな影響も与えるといふような気がいたします。

なので、その期間1カ月というふうに掲げているところなんです、短期間でもといふようなことで市職員の男性に広めていただきたいなというふうに思います、期間についていかがでしょうか。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 1カ月の目標を定めているわけですが、1カ月未満はだめだということではございませんので、まずは目標としての1カ月として設定していると。それから現実的には、先ほど申しあげました23年度の男性職員の取得日数は実は26日でございます。1カ月には少し足りなかったんですが、それなりの期間をとっていただいたと。つまり家事を両立するなどによりまして夫婦の安心感というんですか、そういった協力のもとに育児をするという期間が長ければ長いほど実は好ましいと考えておりますので、まずは1カ月という目標を定めながら、人数をもう少しふやしていきたいということで周知徹底していきたいと思っています。

○佐藤 晃議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 企業に関してのその育児休業なんです、県のほうが奨励金なども出しているんだけどなかなか申請がないといふような現状であるといふようなことだったと思いますが、今申しあげましたように、男性の育児休業の取得期間って非常に短いんですね。それでも私は意味があるなと、意義があるといふふうに思っているところなんです。こうい

うことをもう少し長期に、どうしても育児休業といいますと長くとらなくちゃいけないみたいなイメージがあるんじゃないかと思いますが、短期間でもいいんだといふようなことで奨励をしていただきたいと思いますが、県のほうの奨励金、日数に応じてということですので、例えば5日とか1週間であっても奨励金は支給されるわけですね。いかがでしょうか。ぜひ宣伝をしていただきたいと思いますが。

○佐藤 晃議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 先ほど申しましたように、この奨励金を活用する事業所がないといふようなことであります。これは1年間の時限でありまして、とらない反省を踏まえるといひますか、その結果を見て、またどういった対策でこれらの奨励金を使っていたか、あるいはとる環境をつくっていくかといふようなことが考えられると思いますので、そういったことも我々踏まえまして、今議員お述べのとおり、そういった周知を図っていききたいといふふうに思います。

○佐藤 晃議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 県の制度とか国の制度もあると思いますが、いろいろとその男女共同参画に関してのその情報は企業のほうには伝えてあるといふふうにお聞きしているところなんですけれども、実際にいろいろな企業が取り組んでいることもあるんじゃないでしょうか。なかなか置賜とか米沢では具体的にいい例がないのかもしれませんが、もう少し広目に情報を収集していただいて、女性を大事にして登用する中で業績を上げているといふような企業の例なども全国的にはあるようですので、そういう情報収集をしながら企業に伝えていくといふようなことをぜひやっていただきたいといふふうに思います。ぜひその辺をよろしく願いいたします。

次に、中学校の統廃合についてお伺いいたしま

す。

子供の数が減っているからということだけではなくて、教育的な観点から学校の再配置、そういうことを検討したんだというようなことですね。まるっきりそれが違うというふうには申し上げませんが、ただ、教育的な観点からの学級規模というのは、9月議会で申し上げましたが、文部科学省の検討も中断したままになっていまして、教育的な観点での学校規模、学級規模とか、それは結論が出ていないところなんですね。そういう中で12学級というふうになされたわけですが、私としてはどうしても数合わせのように感じているのではないのかなというふうに思うところです。必ずしも子供中心になっていないというような感がするところです。東西南北に中学校1校というふうなことを将来の見通しのもとになされているわけですが、合理的なようでいて、学校や子供を本当によく見ているのかというふうな感じがいたします。校舎の建設というような経済的な面あるわけですが、こちらが優先されているというふうなこともあるのではないかなというふうな感じがします。12学級以上というようにすることであれば、二中は統廃合の対象にしないでもいい学校だというふうに思います。そんなようなことで、そういう学校もありながら、南部というか、南の区域の学校だということで二中なども入れられているわけですね。そういうようなことで、必ずしも教育的な観点だけなのかという点では、私は疑問を感じているところなんです。

子供の名前を覚えて子供の全体を知るというのは教育の基本であるというふうに教育長は今おっしゃったわけですが、大規模な学校になりますと、子供を全部把握するということはやっぱりなかなか1人の教師ではできない相談ではないかというふうに思います。ある方が、市内の小学校なんですけれども、訪問しました

ところ、校長先生が学年の違う子供をそれぞれ名前と呼んでいたということなんですね。どうも校長先生は全校生徒の名前を覚えているのだということだったんです。調べてみますと300人規模の学校だったようなんですが、そのぐらいだと1人の人が全部の子供の名前を覚えられるのかなというふうな気がいたしました。

このように、やっぱり全部の子供をそれぞれの教師が把握できるというようなことは、小学校だけではなく、中学校でこそ今必要になっているのではないのかなという気がします。やっぱり思春期にある生徒ですね、中学生というのは。やっぱりいろいろな面で踏み外すというようなこともあるわけなんですけれども、それを把握して対処していくというようなことは教師集団の力でやっていかなきゃいけないのではないかなというふうに思います。将来的にもそうではないのかな。

そうした場合に、必ずしも12学級以上というように大きな学校だけではなくて、小さな学校こそ大切にしていかなければならないのではないかなというふうに思うところなんです。南中学校というふうな仮称で呼ばれている学校をつくった場合に、500人台の学校になるわけですが、これほどの学校にしていったら本当に子供たちのためになるんでしょうか。私は大変疑問に思うところなんです。今申し上げました小学校の例など、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○佐藤 晃議長 土屋教育指導部長。

○土屋 宏教育指導部長 議員お述べのとおり、子供の名前を覚えていくということは非常に学校の教職員にとっては大事なことだなというふうに思っております。学級担任として、あるいは部活動、クラブの顧問としてまず身近な子供たちを覚える。そして学年の子供たちを覚える。そして学校の子供たちというように、いろいろな機会を通して、すぐすぐ4月すぐ

には覚えられないわけですが、時間をかけながらそれぞれの子供たちの特徴とともに子供の名前を覚えていく努力を教員は一生懸命していますし、これは、人数が多い少ないではなくて、やっぱり子供とのかかわりということを考えると、子供の名前を大事にして覚えていくということは学校が大きくても小さくても大事にしていかなければいけないことだなというふうに思っております。

それから、中学校の12学級を基準にというような部分のところでは、やはり前にも申し上げましたけれども、子供たちの学習というところを考えたときに、中学校は教科担任制をとってございます。そうした場合に、1つの学年に授業時数の多い国語、数学、理科、社会、英語、そういった教員については、その学年にやはりきちんと教科の専門の先生を置きたいというようにございます。そういったことを考えた場合には、やはり12学級以上がないとなかなかそういうふうに各学年に教員を配置することが難しい今の現状でございます。

それから、もう一つは、やはり保護者さんからもいっぱい御意見が出ていた中学校での部活動もでございます。やっぱりいろいろな中から自分で選択をして、思い切って部活動をさせてあげたい、そういった思いもでございます。そういった大きく学習面、そして部活動、そういった面で何とか子供たちにとってということを考えるとやはり12学級程度の大きさかなと。今ちょうど四中が約500名ということでございます。ですので、そういった規模の学校ということになるのかなというふうに思うところです。子供たち、いろいろ課題はありますけれども、子供たち同士、それから先生方と一生懸命になって毎日勉強に部活動に頑張っておりますし、そういった学校になっていったほしいなというふうに思うところです。

それから、もう一つ、今回進める中で米沢の地

域性ということを考えております。米沢は小学校校区が1つの行政区というか地域になっておりまして、いわゆる一つ一つのその地域を大事にしていきたいと、そういったくくりを大事にした形の学区を考えているところであります。ですので、なるだけというか、基本的には分けない。その小学校区は分けないで、そこは大事にして、一つ一つを大事にして組み合わせを考えていったときに、あと、いわゆる川があったりそういった地形も考えたときに、今回のまず大きく4つに分けて見ていくという考え方が出てきたところであります。

子供たちをまず一番に考えてのこういった考えで今進めているところでございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤 晃議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 各中学校での説明会、私も少し出てみましたけれども、なかなか意見がそうは出なかったと思います。それは、7年後の統廃合ということになるわけですね。そうすると今学校に通わせていらっしゃる保護者の方はまず自分に関係なくなるわけですし、ですので、幼稚園とか保育園に通っている子供さんの親御さんに話したらどうでしょうかなんていう意見も出まして、そのようなこともなされたと思いますけれども、まだ自分の子供が中学生になった姿というのはなかなかイメージができなくて、そこでもそれほどの意見というか具体的なことが出てこないですので、この統廃合の問題については、なかなかどこからもそれほどの意見が出ないというような現状にあるのかなというふうに思います。

教育長、そして教育指導部長、お二人から本当に教育的な観点から進めているんだというふうなことで、本当にそういうふうに真摯に取り組まれていると思いますけれども、私としては、現実的には子供を、遠い遠い距離ですね、かなり遠い距離を学校に通わせるような環境にして

しまうというようなことは、必ずしも子供を大切にしている、子供を中心に考えているような教育体制をつくるのではないというふうに評価せざるを得ないなというふうに思うところです。

そういうようなことで、私としては、小規模といたしましても12学級にちょっと足りない、あるいは大分足りないところもありますけれども、それでも100人以上の生徒がいるような学校ばかりですので、やっぱり現状を維持していつて前よりよい教育にさせていただくということが最もいいのではないかなというふうに私としては思いますので、こういう御意見を申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○佐藤 兵議長 以上で9番白根澤澄子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時10分 休 憩

~~~~~

午後 3時20分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 御異議なしと認めます。よって、本日の会議を日程終了まで時間を延長することに決まりました。

次に進みます。

一つ、市長の政治家としての目標は何か外1点、21番山村明議員。

〔21番山村 明議員登壇〕（拍手）

○21番（山村 明議員） 最後の質問となりました。私も、相田光照さんのお話のように、最

近くじ運が悪くていつも3日目であります。昔はよくトップバッターのときあったんですが、あの当時は質問者が非常に少ない時代だったわけであります。

さて、皆様、朝夕の雪かきに、議会に、合間を縫って選挙活動と非常にお忙しいところ、静かに簡単にやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

ことしの流行語にも選ばれた「近いうちに」という野田首相の他党との約束と、赤字国債発行法案を通過させなければならないという中で衆議院の解散となりました。小選挙区制に伴って大きくなった今までの既存の大政党に対して、世論、マスコミ、地方の政治家、そして当の国会議員をも巻き込んで第三極と言われる政党が多くなり、その数、12政党と言われております。国政の現体制への不満や社会の将来への不安がこのような状況をつくり出したものと思っております。

国内では、景気の不況、デフレ、健康保険や年金制度の問題、国、地方の財源不足、東日本大震災の復興、原子力発電、またその代替エネルギーという問題があり、国外では、小さな島の領土問題、TPP、京都議定書、北朝鮮の拉致、ミサイル問題、世界経済の不調、世界平和などなど多くの問題が山積しております。

そうした中で、12月4日告示、12月16日投票で第46回衆議院議員総選挙が行われております。我々議員もこのたびの衆議院選挙にかかわっておられる方々も多数おられるようです。市長も政治家としてこのたびの選挙では応援など多くの要請を打診されておられると思います。

1、市長の政治家としての目標は何か伺います。

2、（仮称）米沢栄養大学の認可について。

きのうの質問と重複しておりますので、ダブっているところは簡潔に御答弁をいただきますようお願いいたします。

山形県は平成26年4月の開学を目指し設立準備を進めてまいりました。以前は米沢市立女子短期大学となっておりましたので、米沢市とのつながりは非常に深いものであります。

米沢女子短期大学の健康栄養学科を4年制の管理栄養士養成課程に改組する形で敷地内に設置し、認可されれば定員40人の単科大学となります。

文部科学省の指導を受けながら設置認可申請書を作成中であり、3月に提出の予定で、10月の結果待ちという話が昨日出ておりました。ことし10月には約13億円の予算で、今年度は5億2,000万円、敷地内に3階建て校舎の建設を着工しております。ほかに、約20人の専門教員のほとんどを内定しているとのことであり、新課程のカリキュラムも発表されたようであります。

1. 認可は正式に受けているのか。

2. このたびの文部科学省の動きをどう見ているのか。

3. 米沢市としてどんな対応をとったのか。

4. これからの対策はどうするのか。

11月2日の田中文部科学大臣発言で、マスコミ、世論に大きな波紋が生じております。このたびの認可で影響を受けた大学は、秋田公立美術大、札幌保健医療大、岡崎女子大なども影響を受けております。

こういったところで、（仮称）米沢栄養大学のことににつきまして質問いたします。

○佐藤 晃議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの山村明議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、政治家としての目標は何かということですが、以前から述べていることですが、市民一人一人が大切にされて、しみじみとよいまちであることが実感される行政を目標としております。また、大切にされていると実感した市民がみずからの力を発揮してまち

づくりに主体的に参加していくようにもなっていきたいと考えております。

続いて、米沢栄養大学の件であります。大学の認可につきましては、現段階ではまだ受けておりません。

設置認可のスケジュールにつきましては、申請前における文部科学省との事務相談が開学2年前から開始され、開学前年の3月までに設置認可申請が行われます。その後4月から10月まで大学設置学校法人審議会による審査が行われ、開学前年10月末にこの答申を受けて文部科学大臣の設置認可がおりするという日程になっております。

今回の一連の事態は、ことしの11月2日、文部科学省の大学設置学校法人審議会で基準に適合しており認可すべきである旨の答申が行われていた3大学に対して、この答申を踏まえることなく文部科学大臣が設置を不認可とする発言をしたことにありますが、不要な混乱を各方面に招いたものと考えております。

市としましては、文部科学大臣の発言は本来の行政手続からは逸脱しておりますので、恐らく本来の流れに修正されるものと見て、とりあえずは静観の立場をとったところです。

認可の見直しの動きについてであります。11月21日に第1回目の大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会が開催されており、その中では、新たな大学が地域で必要とされているのか、大学の財務状況が健全かなど新たな基準を検討していくようであります。

しかし、一部報道によれば、検討会の座長の発言では3月申請分に対しては新たな基準をつくってそれを適用することはかなり難しいとなっているようであり、県では検討会の進捗状況を注視しながらも、まずは現在進めております現行の基準のもとで準備を引き続き進めていくとのことであります。

先日、米沢女子短大主催の懇談会があり、短

大当局、県の置賜総合支庁、県会議員、市の関係部署が出席しましたが、短大からは、仮に設置基準のハードルが引き上げられても十分乗り越えられる準備をしていく旨の発言があり、出席者一同でそのような方向を支援していく旨の合意がありましたので、平成26年4月の開学を目指していく考えです。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） ただいま市長から御答弁をいただきました。市長の政治家としての目標は何かというつもりでお聞きしたのがちょっとかみ合っておりませんで、私は、このたびの衆議院選挙をめぐりまして、石原慎太郎都知事、橋下徹大阪市長、嘉田由紀子滋賀県知事、東国原元宮崎県知事、中田宏元横浜市長、そして近くでは阿部寿一前酒田市長などなど、多くの自治体首長が政党をつくったり、立候補されたり、非常に活発に自治体の首長という枠を飛び越えながらも大きく国を変えるという方向にかじを切ったり、政治家としてもっと大きな場面でいうところを非常に感じておるわけでありまして、そういった意味で、安部市長は来年は就任10年目、そして年男というところでありまして、首長としてベテラン市長ということになってくるのではないかなと。そういった中で、前述の方々にも負けない優秀な市長として、衆議院とか参議院とかそういったものに転出、出馬の御意向なんかおありになるんじゃないかなというふうに思っ先ほどの御質問をさせていただきますところではありますが、いかがでしょうか。

○佐藤 晃議長 安部市長。

○安部三十郎市長 そのような考えは持っていません。

○佐藤 晃議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） 今のお答えは国政のほうへ向かっての答弁ではないかなというふう

に思っております。

年明け早々にまた知事選があります。これはどうも無競争でないかという今マスコミの専らの報道でありますけれども、この知事選あたりに、1月下旬、27日という日程が出ておるようでありますけれども、この辺についてはいかがですか。

○佐藤 晃議長 安部市長。

○安部三十郎市長 そのような考えも持っていませんし、先日、県内の13市の市長による吉村知事の推薦状に私も署名をいたしております。

○佐藤 晃議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） ただいま推薦状に署名とありましたけれども、衆議院議員選挙での支援につきましては、東根市長や南陽市長は前々から支援候補者を鮮明にしておられまして、このたび新聞見ておりましたら、高畠の町長もこのたびの衆議院選挙では支持、推薦というか、そういう候補者を特定されたようですけども、安部市長は、このたびの衆議院選挙におかれましては支持政党や応援している特定の候補者はおられるものなのでしょうか。

○佐藤 晃議長 安部市長。

○安部三十郎市長 特定の政党は支持をいたしておりません。ただし、米沢の市長として、また置賜総合開発協議会の会長としてこれまで政権与党の地元選出国會議員のお世話になってきましたので、先日の出陣式において応援弁士を務めました。

○佐藤 晃議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） 私が拝見しておりますに、安部市長は今までは意外と中立の立場をとっておられてきたのかなという気がいたしますが、何か今回状況が変わったように感じるんですが、その辺の変わったという私の認識に対してどのような、市長も変わったと思うんですけども、その辺の変わった判断の理由というか、その辺をお聞きをしておきたい。

○佐藤 晃議長 安部市長。

○安部三十郎市長 前々回の衆議院選挙では自民党が政権与党でありましたので、先ほどと同じく米沢の市長として、また置賜総合開発協議会の会長として政権与党の地元選出国會議員にお世話になっておりましたことから、自民党の地元選出国會議員の応援弁士を務めました。

そして、その後の前回の衆議院選挙では、変わらず自民党が政権与党でありましたが、地元選出の國會議員の方は選挙にお出になりませんでしたので中立の立場をとって、そして、今回は民主党が政権与党でありましたので、政権与党の地元の選出の國會議員の方に応援に行っているというように、一貫してそういう方針であります。

○佐藤 晃議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） 私がマスコミ等を見ていると、市長は現職の地元の議員さんを応援をしておられるということなんですが、私どうもマスコミを見ていると、どうも今回は政権がかわるんでないかなというふうなマスコミ報道に感じるところであります。もし政権がかわりまして次の衆議院選挙となった場合には、ではそのときに政権与党の地元の衆議院議員の方がおられればそちらを応援するということになるのでしょうか。

○佐藤 晃議長 安部市長。

○安部三十郎市長 これまで今申し上げてきたような基本的な方針でしてまいりましたという、これまでのことについては明確に申し上げますが、今後につきましては、現段階では何も申し上げるべきではないというふうに思っています。

○佐藤 晃議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） 先ほどの質問で、衆議院、参議院、県知事、そういった場面には何も考えておられないというふうな御答弁だったわけでありまして、それを裏を返して、

ではそのことは何を意味するのかということになるわけでありまして、米沢の前市長は5期20年も市長をされたわけでありまして、安部市長も今後そうなっていくと、市長としてまだ年も60になられるところなのかな、まだまだ年齢的にもあれだということになってきますと、これから市長として長期、多選の市長という目標が出てくるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○佐藤 晃議長 安部市長。

○安部三十郎市長 政治の世界は先のことはわかりませんので、とにかく今を真剣に務めていくということだけだということに思っています。

○佐藤 晃議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） 市長にお伺いしますが、首長の多選ということについてはどう思われるかお聞きをしておきたい。

私もこのことについてはよく考えておまして、実は私自身も多選であります、実は議員職というものは、当選回数のない人から当選回数の多い人までいろいろな人が、若い人から年配の方まで、いろいろな職業の方、いろいろな人がいてそれで議会というものが構成される。ところが、首長という立場の方は、これはお一人しかおられないのであって、やっぱり長くなってくるといろいろな弊害、それは人事であったりいろいろなマンネリであったり、いろいろなものがやはり多々出てくるのかなというふうに思っております。

たしか市長が平成7年と平成11年に前市長に対抗出馬されたときは、たしか多選批判をされていたというふうに私は思うんですね。そういったことで、首長の多選ということについて市長はどう思われるのか。それから、安部市長の考えられる多選というのは何期目ぐらいからというふうに思っておられるのかお尋ねをしたい。

○佐藤 晃議長 安部市長。

○安部三十郎市長 当選するまで2回選挙に出ました。3度目に当選したわけですが、1度目の選挙、2度目の選挙は、多選批判というよりはむしろ行政手法の批判をして選挙戦をやっていたように思っています。

そして、そもそも多選というのが何選から多選なのかという定義もありますので、今この場で何か申し上げるべきではないというふうに思っています。

○佐藤 晃議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） ちょっと時間も押してきましたので、次に、米沢栄養大のほうに入りたいと思います。

11月2日に田中大臣の発言があったわけでありすけれども、厳しい世論や与野党からの批判を受けて田中大臣は不認可を撤回し、9日の記者会見でおわびをしたことで一件落着というふうになりました。今回の問題については、やっぱり（仮称）米沢栄養大学のほかにも、長野県短期大学の四大化、長岡造形大学の公立化などいろいろ同じまないとにのっているであろうところもあったわけでありすけれども、山形県議会の9月定例会で校舎の建設請負契約議案が可決され、10月に着工したわけでありまして、文部科学省の指示を受け入試の概要も公表したばかりだったということでありす。

この間、県立でありますから、県との協議や連携はどのように行われてきたのでありすでしょうか。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 この問題が生じた以降であります。先ほど市長からもありましたように、短大主催の意見交換会といいますか、懇談会の中で、詳しく今の事情についてお聞きをしたという経過がありますが、米沢市からも開学準備室のほうに職員を派遣しておりますので、県議会の動き、あるいは県知事の動き、要するに要望内容などについても資料を取り寄せなが

ら情報収集に努めてまいりました。

○佐藤 晃議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） このたびのこの経緯を見ますと、大学設置学校法人審議会の答申という方向と文部科学大臣ということとのちょっとしたずれ、ちょっとしたじゃないな、かなり大きなずれがあったわけでありすけれども、この担当部門の二極化というふうに感ずるわけでありすけれども、この二極化というのは当然おかしいわけでありすけれども、米沢市というか、主体の県としても、この2極に対して対応せざるを得ないという状況になっていくのか。その辺、どういうふうに考えておられるのでしょうか。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 2極というふうな表現、議員の仰せの表現なんです。もう少し具体的に御質問いただければというふうに思うんですが、よろしいでしょうか。ちょっと意味を正確に理解できずにおります。

○佐藤 晃議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） 結局これからいろいろな働きかけのものをやっていかれるのかなと。その場合、両方にしなくちゃならないことにはなっていないのかなと。その場合、どちらか片方になるんでしょうかね。その辺ですね。これからいろいろなやっぱり陳情等が多分する場面が出てくるんだと思うんですよ。そういうところですよ。

○佐藤 晃議長 県と市ということで2極と言われているんでないの。違いますか。山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 議員御承知のとおりであります。このたび県議会の委員会それから吉村知事が文部科学省に対して要望してきた内容につきましては、2年前から事前の協議の中で進めてきた大学の事情を勘案をしていただいて、新たな設置基準ではなく今までどおりの設

置基準でお願いをしたいというふうな内容でございます。

ただ、今1回目の市長の答弁でもありますが、検討が進められておりますが、新しい設置基準が我々米沢女子短期大学についても適用される、その場合にどういうハードルになるのかというところを見据えさせていただいて、その際に改めてやっぱり要望していかなくちゃいけない事態になるんだと思います。そういうような状況になれば、その際は県においても米沢市においてもともに連携をとりながら要望していく必要があろうというふうに思っています。米沢市の場合はこれまで一緒に大学設置を要望してまいりました学園都市推進協議会という民間もございますので、場合によっては行政体単体ではなくて、産業界も含めて要望していく必要があろうかというふうに考えております。

○佐藤 晃議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） それでは、やはり新しい基準というかそういうものがまだ出ていないということなんですが、では、この間のこの11月の2日から9日の動きに対しての米沢市としては何かしたのかなとか、何かをしようとしたというもの、そういうものはとりたててなかったということなんでしょうか。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 その間の動きにつきましては、冒頭市長答弁があったように、成り行きをまず見させていただくということで、米沢市は特別の政治的な動きはしてございません。

○佐藤 晃議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） 今回問題になった3大学ぐらいですかね、その辺では法的手段の検討といいますか、行政訴訟、そういうものをするかどうかというところまで問題が行っておったようでありますけれども、山形県なり米沢市としてはそういった強硬な手段というものは想定はされてなかったものでしょうか。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 山形県立米沢栄養大学と足並みをそろえている大学が、報道によりますとやはり含めまして3大学がございます。今議員からお話のありました田中大臣の不認可の発言を受けて法的な準備まで考えるというふうにされた3大学につきましては、我々とはやっぱりちょっとスタンスといいますか、置かれている状況が違うんだというふうに思います。それは、正式に認可申請をして審議会が許可すべきと答申したのに対して主務大臣がああいう発言をしたというところがございまして、私どもの場合は来年の3月に正式な申請を行うというふうな状況の違いがございしますので、そこまで踏み込んだ対応は今のところは考えていないところでありました。

第1回目の検討会のお話を答弁の中でさせていただきましたが、12月6日に2回目の検討会が行われております。これも一部報道、マスコミで出ているわけではありますが、当初この新しい設置基準については12月中に、年内に提言をまとめたいというふうに大臣がおっしゃっていましたが、これが物理的に不可能で、1月ぐらいいになりますと、延期になりますという部分と、実は議論の中で、審査期間、今4月に設置審議会のほうに諮問をして10月に答申を受けて、主務大臣が12月に認可をするという流れになっているわけではありますが、この7カ月間の審査期間ではなくて、もっと延ばしたらいいんじゃないかと。例えば昔は20カ月ぐらい審議していましたよというふうな話なども出てまいりました。議論をいろいろ重ねる中での一つの揺れといいますか、一つの意見として受けとめているだけでありますが、仮にそういうことになるようになりますと、やはりこれはハードルとしては相当高いといいますか、乗り越えられないハードルになってしまう可能性もありますので、この進捗状況を見きわめながら、運動すべき段

階になりましたらこれはもう必死になってとい  
いますか、精いっぱいこれは要望していかな  
く  
てはいけない事態もあり得るというふう  
に考えてございます。

○佐藤 晃議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） 文部科学省は新たな  
審査基準を年内に定める方針というふう  
に見られますけれども、新基準の公表から  
書類の申請まで約3カ月しかないという  
想定になるわけですね。そうやってき  
ますと、やっぱり改革の内容はどんなもの  
になるんであろうかなというふうに想像  
しますと、学生の確保の見通し、財政状  
況、それから学生の就職の見通しなどを  
より厳しくチェックすることが想定され  
るというふうなこういう情報もあります  
し、それから、この大学設置学校法人  
審議会のメンバー構成も見直す予定に  
なるだろうと。要するに今までは大学  
の教授とか、大学関係者が多く入って  
おられましたので、やっぱりどうしても  
身内に甘いという見られ方をされてお  
ったのかなというふうに思うんですけ  
れども、先ほど申し上げました3カ  
月、その新基準の公表から申請まで3  
カ月しかないという非常に厳しい日程  
が迫られてくるのかなという心配がさ  
れるわけですが、そのことについては、  
米沢市として学園推進協議会等、こ  
ちらよりもそれは県のほうで大方やる  
仕事なので、米沢市としてはそんなに  
心配しなくてもいいという状況なん  
でしょうか。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 あくまでも設置申請者  
は県になりますので、米沢市はそれを精  
いっ  
ぱいサポートしていくというふうな関  
係、立場になるわけでありま

す。ここから先どういうふう  
にいつのタイミングで提言されて、  
新基準がいつ決定して、いつ申請の  
時期がずれ込むんだというふうな話  
は我々ではやっぱりわかりません  
で、あくまでも推測でしかないわけ  
でありますので、ここから先は

具体的な答弁は何もできないという  
ふうな状況になるわけでありま  
すが、ただ、今までのように、10  
月に認可をいただいて、そこから学  
生募集をして、入学試験があつて、  
4月から新年度がスタートをする  
というところを逆算するならば、  
非常に厳しいスケジュールになる  
だろうということだけは間違いな  
いというふうに思います。

○佐藤 晃議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） 今回の一連の田中  
大臣の問題発言、これをおもんぱか  
って考えると、このことが問題提起  
したものは何かなど。やはりかつて  
大学の認可は規制緩和で自由競争  
という趣旨のもとに1990年代以  
降の大学数は20年前の1.5倍に  
達する783校と増大し、多くの私  
立大で定員割れが起き、大学の乱立  
となり、少子化、学生数減少という  
社会の対応とは逆の現象となり、大  
学の質の低下を招いておったんじ  
ゃないかなと。そういった中で赤字  
運営、それから私学助成金は膨らみ  
続けてきたわけでありまして、やは  
りこういった中で甘えの体質、そう  
いうものに対しての一喝という田中  
大臣のこのパンチというか、そう  
いう思いがやはりあったのではない  
かと。ですから、ここから（仮称）  
米沢栄養大をこれから運営していく  
ためには、やはりただ単に認可して  
もらって4年制大学で、栄養大を  
認可さえもらえればいいんだとい  
うふうなことでは、これからはち  
ょっといかなくなると。そういう  
ことに対して、一応米沢市の思い、  
決意、そういったものを最後にお聞  
きをしておきたいと思

います。

○佐藤 晃議長 安部市長。

○安部三十郎市長 答弁の中でも触れ  
ました先日行われた米沢女子短大  
主催の懇談会……失礼しました。  
間違いました。訂正します。その後、  
数日前に行われました山形新聞主  
催の工学部の学部長、米沢女子短  
大学長、そして米沢市長三者の鼎  
談がありました。11月23日に特  
集記事で

出ていますが、その中でこういう話がありました。工学部には農学博士の称号を持っている研究者もいて、ですから、工学部の研究と短大に新しくできる栄養大学の研究と両方これ共同して新たな研究をしていける可能性もさまざまにあるというような話でありました。ですから、地元に山大工学部があるという特徴を生かして、ほかの栄養大学と違った特色のある研究、先端的研究もさまざまにしていけるのではないかなというように期待をいたしております。

○佐藤 晃議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） 企画部長もその辺、今の市長の答弁に対してつけ加えてフォローするものがあれば答弁お願いします。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 あえてつけ加えることではないわけではありますが、管理栄養士を養成するための大学という位置づけでの申請になるわけであります。当然ながら、これからの管理栄養士のニーズといいますのは、国にとっても重要な施策に合致をするものだというふうに私は理解をしております。そういう中で本県においてはその養成課程がない。地域ニーズは十分にあるものだというふうに理解をしておりますので、強く国のほうには設置について働きかけをしていきたいというふうに思います。我々に利ありだというふうに思っております。

○佐藤 晃議長 山村明議員。

○21番（山村 明議員） やはりこの財務体質なんかから見ますと、やはり県立であるということとはすごく有利な場面に立っているということを感じておりますので、ひとつそういった意味でしっかりすばらしい大学をつくっていただくように、米沢市も県をサポートしてやっていただきたいというふうに要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○佐藤 晃議長 以上で21番山村明議員の一般質問を終了いたします。

.....

## 散 会

○佐藤 晃議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3時58分 散 会